

令和 5 (2023) 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 5 (2023) 年 5 月



札幌大谷大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	37
基準 4. 教員・職員	49
基準 5. 経営・管理と財務	60
基準 6. 内部質保証	72
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	79
基準 A. 社会貢献・地域連携	79
V. 特記事項	81

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1) 建学の精神（基本理念）

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部は、以下の建学の精神（基本理念）を掲げている。

札幌大谷大学、札幌大谷大学短期大学部は、その名の通り京都「大谷」の地に埋葬された日本仏教の大成者、親鸞聖人（1173年～1262年）のみ教えを建学の精神にしています。これはまた1906年（明治39年）、北海道初の私立高等女学校を設立した札幌大谷学園の伝統に由来しています。

親鸞聖人は、自らの凡夫性にいち早く目覚めて「悪人親鸞」と名乗り、無条件に我々すべてに掛けられている大いなる願いを拠所としない限り、生死の道を克服して意味ある一生を生き切ることができないことを発見されたのです。

その願いに基づく我々の学園は、「生き切れない命は一つもない」という理念により、すべての人間に開かれた学園であり、同時にそこでは、一人も取りこぼさない教育、選別をしない教育、裁かない教育が展開されて、自発性・自律性に富んだ学生が育まれるはずです。そして教職員も共に学び、教育支援の誠を尽くすのです。

こういった教育観に立脚して、音楽学科、美術学科では、内面からあふれ出る表現のエネルギーをさまざまな手法において発揮し、すべての人々を幸せにする芸術家を育成しようとし、地域社会学科では、地域社会に貢献しうる心身豊かな社会人を、そして、保育科においては、未来を築く子どもたちのための保育者・教育者を、真に育成したいと願っています。

2) 使命・目的

「札幌大谷大学 学則」に定めるとおり、札幌大谷大学（以下「本学」という。）の目的は、「教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めるところに従い、且つ宗祖親鸞聖人が開頭された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教教育を基調とし、情操教育をほどこし、豊かな教養と実際に即した専門の知識及び技能を修得させること」にある。仏教精神に基づく人間教育を基盤としながら、音楽と美術と地域社会に関わる専門知識及び技能を修得させることが本学の社会的使命である。

3) 大学の個性・特色

本学の教育理念に基づく芸術学部音楽学科及び美術学科並びに社会学部地域社会学科における個性と特色をそれぞれ要約すると以下のとおりである。

芸術学部音楽学科の個性・特色は、北海道唯一の音楽学科として、多様な専門実技を網羅しつつ、それらの正統的な実技教育を行うこと及び西洋音楽文化についての教養教育を通じて、技術教育のみに偏らない全人的な音楽教育を行うことにある。

芸術学部美術学科の個性・特色は、令和5(2023)年度よりアートとデザインの幅広い八つの専攻を網羅し、各専攻の「専門的な知識」と「表現技術」の確実な修得を重視すること及び創造的な思考と芸術的な感性を磨くことによって、創作・社会・教育の幅広い分野で活躍できる人材を育成することにある。

社会学部地域社会学科の個性・特色は、社会学の学びを基盤として変化する時代の要請に応じる人材を育てることにある。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治39(1906)年 4月 1日	私立北海女学校創立 初代校長 清川円誠 校地、札幌市南6条西7丁目（現中央区南6条西7丁目）
明治43(1910)年 4月 1日	私立北海高等女学校に組織変更
大正11(1922)年 9月 1日	現校地、札幌市東区北16条東9丁目（当時、札幌村仲通）に移転
大正12(1923)年 4月 1日	私立の冠を削除して、校名を北海高等女学校に改称
昭和19(1944)年 3月31日	財団法人北海高等女学校に組織変更
昭和22(1947)年 4月 1日	北海高等女学校併置中学校を開設
昭和23(1948)年 2月 1日	札幌大谷学園設立
昭和23(1948)年 4月 1日	学制改革により、北海高等女学校を札幌大谷高等学校と改称 学制改革により、北海高等女学校併置中学校を札幌大谷高等学校 附設中学校と改称
昭和26(1951)年 3月 1日	学校法人札幌大谷学園に組織変更
昭和30(1955)年 4月 1日	札幌大谷高等学校附属幼稚園開園
昭和36(1961)年 4月 1日	札幌大谷短期大学（保育科）開設 札幌大谷高等学校附設中学校を札幌大谷高等学校附属中学校に改 称
昭和39(1964)年 4月 1日	札幌大谷短期大学（音楽科、美術科）を増設 幼稚園を札幌大谷短期大学附属幼稚園とする
昭和41(1966)年 4月 1日	短期大学専攻科 音楽専攻、美術専攻を設置
昭和54(1979)年 4月 1日	短期大学専攻科 保育専攻を増設
平成 9(1997)年 4月 1日	保育士養成課程を設置
平成12(2000)年 4月 1日	短期大学専攻科を2年制に改める 大学評価・学位授与機構より認定を受け、学士の学位取得可能とな る
平成18(2006)年 4月 1日	札幌大谷大学（音楽学部音楽学科）開設
平成19(2007)年 4月 1日	札幌大谷短期大学を札幌大谷大学短期大学部へ名称変更 札幌大谷短期大学附属幼稚園を札幌大谷大学附属幼稚園に名称変 更
平成21(2009)年 3月31日	札幌大谷大学短期大学部専攻科音楽専攻廃止
平成22(2010)年 4月 1日	札幌大谷大学短期大学部保育科及び美術科を男女共学とする
平成24(2012)年 4月 1日	札幌大谷大学音楽学部を芸術学部へ名称変更 札幌大谷大学芸術学部美術学科を増設 札幌大谷大学社会学部地域社会学科を増設
平成25(2013)年 3月31日	札幌大谷大学短期大学部音楽科・美術科・専攻科美術専攻廃止
平成28(2016)年 4月 1日	芸術学部音楽学科・美術学科編入学定員の廃止
平成28(2016)年10月12日	学校法人札幌大谷学園開学110周年記念式典を挙げる

2. 本学の現況（令和5(2023)年5月1日現在）

・ 大学名

札幌大谷大学

・ 所在地

北海道札幌市東区北16条東9丁目1番1号

・ 学部構成

学部	学科	コース・専攻
芸術学部	音楽学科	ピアノコース、声楽コース、管弦打楽コース、 作曲・サウンドクリエイションコース、 電子オルガンコース、音楽療法コース、音楽総合コース
	美術学科	油彩専攻、日本画専攻、版画専攻、立体専攻、 写真・映像・メディアアート専攻、 グラフィック・イラスト専攻、 情報・プロダクトデザイン専攻、 ファッション・デジタルファブリケーション専攻
社会学部	地域社会学科	行政・法律コース、経済・経営コース、教育・福祉コース、 観光・メディアコース

・ 学生数

(人)

学部	学科	1年	2年	3年	4年	合計
芸術学部	音楽学科	67	62	57	72	258
	美術学科	72	78	63	79	292
社会学部	地域社会学科	77	65	54	65	261
合計		216	205	174	216	811

(人)

学部生以外			
	研究生	科目等履修生	合計
音楽学科	8	2	10
美術学科	1	0	1
合計	9	2	11

札幌大谷大学

・教員数

(人)

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	合計	助手
芸術学部	音楽学科	12	3	0	0	15	0
	美術学科	10	0	4	0	14	0
社会学部	地域社会学科	7	1	5	0	13	0
合計		29	4	9	0	42	0

・職員数

(人)

正職員	嘱託職員 (フルタイム)	嘱託職員 (パートタイム)	派遣職員	合計
33	13	8	0	54

※法人本部及び併設短期大学部を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

札幌大谷大学（以下「本学」という。）は、「札幌大谷大学 学則」（以下「学則」という。）第 1 条で目的を次のように定めている。

・**学則第 1 条（目的）** 札幌大谷大学（以下「本学」という。）は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めるところに従い、且つ宗祖親鸞聖人が開頭された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教教育を基調とし、情操教育をほどこし、豊かな教養と実際に即した専門の知識及び技能を修得させることを目的とする。また、学則第 1 条第 2 項で、各学部・学科の社会的使命・目的を次のように定めている。

・学則第 1 条第 2 項（学部・学科の教育研究上の目的）

- (1) 芸術学部音楽学科は、正統的演奏技能教育と歴史学的音楽学的教養教育を通して、音楽文化の普遍的価値に対する深い造詣を修得し、我が国そして北海道音楽文化の次代の担い手を養成することを目的とする。
- (2) 芸術学部美術学科は、美術における専門的な知識や表現技術に関する教育を通して、美術文化の普遍的価値に関する造詣を修得し、北海道美術文化の次代の担い手を養成することを目的とする。
- (3) 社会学部地域社会学科は、地域社会に貢献できる心身豊かな人材育成を理念としつつ、地域を愛し、地域を学び、地域を支える意識を醸成しながら、地域で活躍する人材の基盤づくりを目的とする。

以上のように、大学及び各学部・学科の使命・目的は学則に具体的に明文化されている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の目的は学則第 1 条に、学科ごとの教育研究上の目的については学則第 1 条第 2 項において簡潔に文章化している。

1-1-③ 個性・特色の明示

学校法人札幌大谷学園（以下「法人」という。）は、明治 39(1906)年に北海道初の私立高等女学校として創立され、平成 28(2016)年には開校 110 周年を迎えた。北海道内の私学として長い歴史と伝統を持つとともに、現在は道内唯一の四年制の芸術学部音楽学科、道内屈指の実績を持つ芸術学部美術学科、さらに社会学部地域社会学科、そして最も伝統のある質の高い短期大学部保育科を併設している。音楽・美術という芸術分野と社会学という社会科学系の分野を合わせて有するという編成は全国的にも非常にユニークであり、道内では本学以外にない。

音楽・美術などの芸術は人間の徳の形成に寄与するだけでなく、人間社会の豊かさと幸福を支えるものである。地域社会にコミュニティを形成する取組みは、人間社会の存続と発展に寄与する。保育とは、乳幼児期という子どもの生涯に亘る人間形成において極めて重要な時期に、人格形成の基礎を培う営みである。

こうした分野を専門的に学ぶことはもとより、本学独自の「初年次教育」や「副専攻（マイナープログラム）」制度をとおして学部・学科間の相互交流や学科横断的な学びが行われることで、それぞれの専門に広がりや深みを加えていくことが可能となっている点は本学ならではの特色である。

各学科の個性・特色は以下のとおりである。

・芸術学部音楽学科

音楽学科の個性・特色は、北海道唯一の音楽学科として、多様な専門実技を網羅しつつ、それらの正統的な実技教育を行うこと及び西洋音楽文化についての教養教育を通じて、技術教育のみに偏らない全人的な音楽教育を行うことにある。このことは教育研究上の目的においても「正統的演奏技能教育と歴史学的音楽学的教養を通して、音楽文化の普遍的価値に対する深い造詣を修得する」として明確に規定されている。演奏家のみならず、音楽指導者や音楽療法士等を含めた、社会や地域に貢献する人材を育成していることも本学音楽学科の個性・特色であり、このことは、教育研究上の目的においても「我が国そして北海道音楽文化の次代の担い手を養成する」と規定されている。

・芸術学部美術学科

美術学科の個性・特色は、「油彩」、「日本画」、「版画」、「立体」、「写真・映像・メディアアート」、「グラフィック・イラスト」、「情報・プロダクトデザイン」、「ファッション・デジタルファブリケーション」の八つの幅広い専攻を網羅していることにある。1、2年次では全ての専攻の「基礎的な知識」を修得し、3年次からは各専攻に分かれ、「専門的な知識」と「表現技術」の確実な修得を重視している。さらに創造的な思考と芸術的な感性を磨くことで創作・社会・教育の幅広い分野で活躍できる人材を育成する。このことは教育研究上の目的においても「美術における専門的な知識や表現技術に関する教育を通して、美術文化の普遍的価値に関する造詣を修得し、北海道美術文化の次代の担い手を養成する」と規定されている。

・社会学部地域社会学科

地域社会学科の個性・特色は、地域社会の発展に貢献する人材を育成することにある。社会の法的・経済的観点からだけではなく、人と人の関係性を重視する「社会学」の観点から、地域づくりに貢献する人材を育成することが本学地域社会学科の個性・特色で

ある。このことは教育研究上の目的においても「地域社会に貢献できる心身豊かな人材育成を理念としつつ、地域を愛し、地域を学び、地域を支える意識を醸成しながら、地域で活躍する人材の基盤づくり」を行うものとして規定されている。

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的については、社会の変化を踏まえつつ、令和 2(2020)年度に示された「教学マネジメント指針」に則り、令和 3(2021)年度から令和 4(2022)年度にかけて、内部質保証ワーキンググループ及び内部質保証会議、各種センター・委員会を中心に検討し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを行った。特に、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについては、「学修者本位の教育」の観点を重視した改定を行い、カリキュラムについては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を図りながら、学修者の履修しやすさや、授業科目間の一貫性や相乗効果の向上を図るべく見直しを行い、令和 5(2023)年度入学生から全学的に新しいカリキュラムを導入した。また、これまでのディプロマ・ポリシーに独立して含めていた「協調性」については、社会生活での汎用的かつ基盤的の性質であるという認識に立ち、「基礎的・汎用的スキル」に含めることとした。また、ディプロマ・ポリシーの表記内容が煩雑で曖昧だったため、ステークホルダーへの分かりやすさを考え、各能力とその具体的な説明を簡略化した。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や使命・目的については、学生やステークホルダーに、より分かりやすいように表記を見直していくとともに、全学的な行事やオープンキャンパス、大学ホームページなどを利用して広く知らせていく。また、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの意味や授業カリキュラムとの対応については、各学年のオリエンテーションや FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会などで、さらに周知徹底していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、1-1-①で示したように学則において明確

に定められており、その重要性は役員、教職員に理解されている。学則の改正は常務会及び理事会の議を経て承認される。

教育目標、三つのポリシーの見直し等が行われる場合は、それに関わる各種委員会やセンター会議の協議に教職員が参画し、学長が主管する大学協議会、教授会を経て決定される。このようなプロセスを経ることで、本学の使命・目的については役員、教職員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的は、建学の精神とともに、毎年学生に配布される学生便覧にて説明されているほか、大学案内、大学ホームページにおいても同様に周知している。入試広報課を中心に年度ごとに道内高等学校への訪問計画が立てられ、教員が直接、本学の教育目的を周知することに努めている。

入学式や教職員を対象とした FD・SD 研修会で建学の精神の周知徹底を図っているほか、「花まつり」、「報恩講」といった建学の精神に基づく行事を毎年開催して、親鸞聖人のみ教えをより深く理解するための機会を設けている。また、本学の教育目的やカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーについては、毎年新入生のオリエンテーションにおいて説明の場を設けている。教職員に対しては、毎年度当初に行う FD・SD 研修会内で使命・目的及び教育研究上の目的について説明を行っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的の達成については、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5 か年の中期計画として策定された「札幌大谷学園ランドデザイン」に反映されている。また、法人は、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの「経営改善計画（詳細は「基準 5. 経営・管理と財務」5-1-②（評価書本文 P.61）で説明。）」を遂行していることから、「札幌大谷学園ランドデザイン」の大学・短期大学部門の事業計画においても、「経営改善計画」の内容を反映させ、教学改革、学生募集対策、財務計画等の具体的施策を明確にして目標達成に向けた大学経営を行っている。特に、収入の多くを占める学生納付金、補助金及び寄付金の最大化を図る取組みとして、令和 2(2020)年度から芸術学部の入学定員を変更して収容定員充足率の適正化を図ったほか、将来的に教育研究環境の充実を図るため、令和 6(2024)年度からの芸術学部の学費改定を決定した。また、「幼中高大連携推進委員会」を中心として法人内に併設する高校からの内部進学者拡大に取り組んだ結果、大学部門の入学定員及び収容定員充足率については大幅な改善を達成することができた。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的は三つのポリシーに明確に反映されている。大学全体の教育目標及び三つのポリシーを上位概念とし、それをさらに各学部・学科の教育内容に合わせてより具体化したものが続く。1-1-④で記述したとおり、令和 5(2023)年度からの新カリキュラムの導入に合わせて、令和 4(2022)年度に各ポリシーの改定を行った。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、芸術学部は音楽学科と美術学科、社会学部は地域社会学科という2学部3学科で構成されている。以下に各学科について記述するとおり、それぞれの学科において専門的な技術・知識が高められるように教育研究組織が構成され、また、芸術における人間性や地域社会への貢献を重んじる教育内容は、本学の使命・目的との整合性がとれている。また芸術・社会に加え、併設の短期大学部に保育科を有する本学の個性・特色を活かした教育研究上の相互交流と一体化を図るため、各種センター・委員会、大学協議会、教授会は大学と併設短期大学部との合同で構成されている。

・芸術学部音楽学科

音楽学科は、北海道唯一の音楽学科として、西洋音楽に関わる演奏・創作・教育・研究の各領域における正統的な実技教育と専門教養教育の実践を通じて、社会に貢献できる人材を養成することを最も重要な使命と考えている。こうした観点から、開学当初は、その最も中心的な領域である「ピアノ」・「声楽」・「管弦打楽」・「音楽指導」・「作曲」の5コースでスタートした。その後、平成21(2009)年度には、時代の要請に応じて従来の「音楽指導コース」(実技指導系)に、さらに多様な分野の指導者の育成を目的として(器楽合奏系)、(合唱系)を新設し、平成22(2010)年度には「音楽療法コース」を新設した。

平成28(2016)年度には、「ピアノ」・「声楽」・「管弦打楽」・「音楽指導」(実技指導系・器楽合奏系・合唱系)、「作曲」(作曲系・電子オルガン系)、「音楽療法」の6コース制に変更した。さらに、令和元(2019)年度には、「ピアノ」・「声楽」・「管弦打楽」・「作曲」・「電子オルガン」・「音楽療法」・「音楽総合」の7コース制に変更した。

令和3(2021)年度には、社会で求められる能力が多様化していることに対応し、より広い分野での学びを可能にした学修内容の変更に合わせて、従来の「作曲コース」を「作曲・サウンドクリエイションコース」に名称変更した。音楽指導者を養成するカリキュラムはこれまでどおり残しながら、総合的に音楽を学べる点において、アートマネジメントや一般就職の可能性がさらに広がった。その結果、本学の使命・目的との整合性のとれた教育を提供している。

平成28(2016)年度に設置した社会連携センター(旧 地域連携センター)をとおして、従来音楽学科が社会貢献活動について個別に実施してきた北海道を代表する各音楽団体と包括的な連携協定を締結し、協議と運営を行うことで、本学学生が専門性を活かした社会貢献活動を行う機会や体制が充実した。

・芸術学部美術学科

平成24(2012)年度に開設した美術学科は、当初、「絵画」・「立体」・「メディアアート」・「メディアデザイン」の4コースから編成され、各コースにおける専門教育をとおした人材育成の体制を確立した。

平成28(2016)年度のカリキュラムでは、美術領域の専門知識や表現技術の修得の充実を図り、さらに、時代の要請に対応した人材育成を達成するために4コース制を廃止し、1,2年次は造形表現領域とメディア表現領域とすることで幅広い素養を身につける構成とし、3年次からは、造形表現領域内で「油彩」・「日本画」・「版画」・「立体」、メディア

表現領域内で「写真・映像・メディアアート」・「グラフィックデザイン」・「情報デザイン」の各専攻を選択しそれぞれの専門性を高める編成とした。

令和元(2019)年度のカリキュラムでは、造形表現領域内の専攻は変更せず、メディア表現領域内は従来の「写真・映像・メディアアート」のほか、社会趨勢に対応した「グラフィック・イラスト」、「情報・プロダクトデザイン」、「ファッション・デジタルアプリケーション」を新設した。

令和 4(2022)年度には、さらに幅広い専門知識にふれ、創造の可能性を開拓し感性を磨く機会を充実させるために、令和 5(2023)年度から造形表現領域とメディア表現領域の 2 領域制を廃止し、1、2 年次に 8 専攻それぞれの専門表現を全員が学べるカリキュラムへ変更することを決定した。このことは卒業後に様々な表現分野を横断する、本学の使命・目的と整合性の取れた新たな人材を育成することに繋がると考えている。

・社会学部地域社会学科

平成 24(2012)年に開設した社会学部地域社会学科は、地域社会に貢献しうる人材を育成するという観点から、4 年間の学びをとおして社会人基礎力の定着を図りつつ、地域社会の課題を発見・分析し、持続可能な地域社会の構築に必要なとされる学びを深める目的でカリキュラムを編成し、本学の使命・目的との整合性のとれた教育を提供してきた。1、2 年次の基礎ゼミ、3、4 年次の専門ゼミでは少人数での個別的な指導が徹底され、全員に 4 年間の学びの集大成となる卒業論文の作成を課している。

令和元(2019)年度にスタートした新カリキュラムでは、「地域マネジメント」、「地域福祉」、「地域行政」、「まちづくり総合」の四つの専門領域を明示し、卒業後の様々な進路に対応した専門性と実践力が身につくように学びの強化を図った。

令和 3(2021)年度からは、学修領域と出口の方向性をさらに明確にすべく、「行政・法律」、「経済・経営」、「教育・福祉」、「観光・メディア」の四つの履修モデルコースを設置した。この四つの領域を明示することで、社会学を基盤にしながらか各領域の専門性をもって学ぶ意識が効果的に醸成され、卒業後の進路の方向性を展望しやすくなった。1 期生の卒業から 8 年間、就職決定率 100% (令和 4(2022)年度実就職率 94.1%) という成果に繋がっている。

また、学科が従来重視してきたフィールドワークによる地域実践型の学修を確実なものにするため、専門ゼミ内における道内地方での地域連携活動も拡充・深化させている(美唄市、蘭越町等)。さらに、時代の要請に応え ICT 教育を充実させるため、従来の情報処理技能や情報リテラシー科目、社会調査関連科目に加え、「地域社会と ICT」、「プログラミング I・II」、「IT ソリューション論」等の科目を新設し、デジタル人材の育成に資する教育に着手した。令和 4(2022)年 8 月には、デジタル人材育成に力を入れる IT 企業である株式会社フォーバル北海道支店(本社東京、プライム上場企業)と産学包括連携協定を締結し、産学協働で DX アドバイザーの資格取得対策講座を開講した(「キャリア支援プログラム」)。また、芸術学部との連携により、学科の枠を超えて総合デザイン、地域メディア、コミュニティデザインの副専攻を履修することを可能にした。このように、社会の変化や学生の多様なニーズに対応し得るカリキュラムの点検・見直しを随時行うとともに、学びのルートをカリキュラムツリー等で学生に明示し、ディプロマ・

ポリシー達成に向けて目的意識を持って学べるよう整備してきた。特にディプロマ・ポリシーについては、1年生前期必修科目「キャリアデザイン論 A」の授業内で、卒業後のキャリアと大学生活との関連性を絡めて丁寧に解説しており、4年間の学びの指針として一貫性を持たせている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的の有効性を高めるために、役員、教職員への理解・支持のための努力を継続する。学内外への周知については、大学ホームページを通じて継続的に発信を行う。

令和 5(2023)年度に導入された新しいカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについては、その趣旨や内容について教職員及び新入学生への周知を進めるとともに、データ収集と分析を行い、学修支援センター、内部質保証会議を中心に定期的に学修効果の検証を行い、今後の改善を図っていく。

・芸術学部音楽学科

令和 5(2023)年度より新たなディプロマ・ポリシーに対応するための新カリキュラムに改編した。今後もより社会で求められる能力に対応していくため、引き続きカリキュラムの見直しを行っていく。

・芸術学部美術学科

令和 5(2023)年度から 2 領域制を廃止したが、これまでの「油彩」、「日本画」、「版画」、「立体」、「写真・映像・メディアアート」、「グラフィック・イラスト」、「情報・プロダクトデザイン」、「ファッション・デジタルアプリケーション」の 8 専攻は継続している。今後、これまでの 2 領域の中間領域に該当する分野を検討し、必要に応じ専攻の改組に取り組む。

・社会学部地域社会学科

令和 3 年(2021)年度からの新カリキュラムでは ICT 教育の拡充に力を入れ、学生の情報リテラシーも強化してきた。株式会社フォーバルとの産学包括連携協定を契機に DX 人材の育成に発展的に取り組み、DX アドバイザー試験の受験を促進する。学部開設以来、地域におけるフィールドワークに力を入れてきたが、令和 4(2022)年には蘭越町との連携協定を締結したことから、これを過疎化に苦しむ道内の地方自治体と大学との協働モデルと位置づけ、地域資源の発見、地域課題の解決への取り組みなどを他地域にも応用し、これまで以上に学生の学びと地域貢献を連動させていく。

併設する札幌大谷高等学校との高大連携に加えて、道内高校訪問の効果的なターゲティング、オープンキャンパスの内容・手法の見直し、探究学習向けの出張講義の実施等が受験生増加に繋がったことから、今後も強化・推進していく。

[基準 1 の自己評価]

「生き切れない命は一つもない」という親鸞聖人の理念に基づいた本学の使命及び教育目的は、必修科目「建学の精神と大谷学 A」や学内行事（「花まつり」・「報恩講」）をとおして学生や教職員に着実に理解されている。また、本学の教育姿勢は大学ホームページ、大学案内、高校訪問などによって、長い伝統の中で学外にも周知されているところである。

一方で、時代や社会の変化に対応して、建学の精神を基盤としながら各学科のコース編成やカリキュラムの見直しなどを不断に進め、地道な努力を重ねてきた。令和 5(2023)年度において、3 学科全ての定員を充足するに至ったことはその成果のひとつとして評価できる。

三つのポリシーの改定については、各学科、各種センター・委員会で慎重に協議され、大学協議会及び合同教授会に諮られ決定している。その内容は大学案内、学生募集要項、大学ホームページなどに明示されている。今後は、学修効果の検証システムをさらに精緻化することで教育の質の向上を担保し、学生満足度を高めることが期待できる。

使命・目的及び教育目的を教職員や役員が理解しその実践に努めており、3 学科の個性を活かしながら、必要な教育体制も十分に整備している。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

札幌大谷大学（以下「本学」という。）の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、学生便覧、大学案内、大学ホームページ等に公開しているほか、その趣旨については、オープンキャンパスにおける学科説明や個別相談、学外で行われる進学ガイダンスや高校への出張講義等をとおして説明している。また、オープンキャンパスにおける体験授業や進学準備講習会では、本学の入学希望者が直接、本学教員の指導に触れることで、本学の教育目的を知る機会を提供している。

音楽学科では令和 5(2023)年度開催の進学準備講習会から中学生も受講対象とし、北海道での音楽教育をさらに幅広い年齢層にまで拡大していく予定である。

本学のアドミッション・ポリシーについては、これまで平成 27(2015)年度と平成 28(2016)年度、令和 4(2022)年度に改定を行い、大学教育を通じて発展・向上させる能力、入学者に求める能力を明確にした。

図表 2-1-1 札幌大谷大学 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

学部学科	アドミッション・ポリシー
芸術学部 音楽学科	<p>芸術学部音楽学科では、北海道における4年制の高等教育研究機関として、創作・教育・研究・応用に関わる幅広い学びの分野を設け、将来は、音楽を通して幅広く社会貢献できる人材の育成をめざしています。そのために本学科では、西洋音楽の伝統を通して培われた専門的な技術と知識を修得するとともに、さまざまな合奏・アンサンブル・集団セッションや美術学科との共同制作を通して、創造的なコミュニケーション能力と協働性を発展させます。さらに、これらの知識と技術が生きた経験に結びつくように、外部での発表や実習の機会を通して専門的な能力を活用し、さまざまなニーズに応じて社会に貢献できる能力を向上させます。</p> <p>【知識・技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベルの高低やジャンルの別を問わず、音楽活動に必要な基礎的な知識と技術を有していること。 ・音楽を通じた社会貢献の意義を理解するために、高等学校での幅広い学習内容を習得していること。 <p>【思考力・判断力・表現力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代の社会や文化のなかで音楽が果たすべき役割や意義について関心をもち、自分自身が果たすことのできる課題を考え、演奏・創作・発表等の方法で表現できること。 <p>【主体性・多様性・協働性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合奏・合唱等の音楽の団体活動やボランティア活動の経験を有し、多様な価値観や視点をもつ人々との協働による音楽活動の意義を理解し、積極的に参加する意欲を有していること。
芸術学部 美術学科	<p>芸術学部美術学科では、ファインアートやデザイン・メディア表現に関わる創作・教育・研究の各領域における分野において、北海道ひいては我が国の芸術・文化に寄与貢献できる人材の育成をめざしています。本学科ではとりわけ美術の専門教育を通じ、手仕事の確かさを尊重し、作品が完成に至るまでの忍耐力や技術を磨き、表現の礎を築きます。デザイン・メディア系列の授業では時代趨勢に敏感であり、独自の美意識とオリジナリティを発展、向上させていく能力を養います。また、他学科との共同制作を通じ、公共性と協調性を持ちながら課題を解決していく能力など、卒業後の社会で求められるさまざまな状況に対応できる才能を育みます。</p> <p>【知識・技能】</p>

学部学科	アドミッション・ポリシー
	<ul style="list-style-type: none"> ・創造性豊かな芸術活動や社会貢献を果たすための要素として、高等学校での幅広い学習内容を習得していること。 ・国内外の芸術や文化に関する知識や関心があり、同時に美術のみならず、現代社会に目を向ける幅広い視野を有していること。 【思考力・判断力・表現力】 ・たゆまなく変化し続ける美術やデザインの役割について考え、適宜判断し、その中で自身が果たすべき役目を考え、的確に表現できること。 【主体性・多様性・協働性】 ・異なった文化に寛容で、さまざまな価値観・時代感覚を受け入れる柔軟な感性を有していること。 ・他者とのコミュニケーションを尊び、公共性と協調性を持ちながら課題を解決していくことができること。
<p>社会学部 地域社会学科</p>	<p>社会学部地域社会学科では、地域社会の内発的な発展を担う人材を育成することをめざしています。そのために、本学科では、社会学の諸分野における専門的知識を修得するとともに、地域社会への参加及び調査を中心とした学びを通じて、主体的に課題を発見していく能力、課題解決に向けて貢献する姿勢、多様な人びとと協働して目的達成に取り組むマネジメント能力などの能力や資質を発展・向上させます。また、人間関係や社会のしくみへの洞察力、専門的知識をニーズに応じて活用していける応用力、コミュニケーション能力や社会性など、卒業後の社会で求められる汎用的な能力を向上させます。</p> <p>【知識・技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校での幅広い学習内容を習得し、一定レベルの基礎的な知識と技能を備えていること。 ・特に、日本語による基本的な文章を作成する技能を身につけていること。 <p>【思考力・判断力・表現力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校での学習を通して、科学的、論理的な思考力の基礎を身につけていること。 ・社会への参加や調査の成果を共有する上での、一定レベルの言語表現能力を備えていること。 <p>【主体性・多様性・協働性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の課題解決や地域社会への貢献に向けた積極的な態度を備え、地域社会について継続して学ぼうとする強い意志を持っていること。 ・多様な視点や価値観を受け入れ、多様な人びとと協働していこうとする姿勢を備えていること。

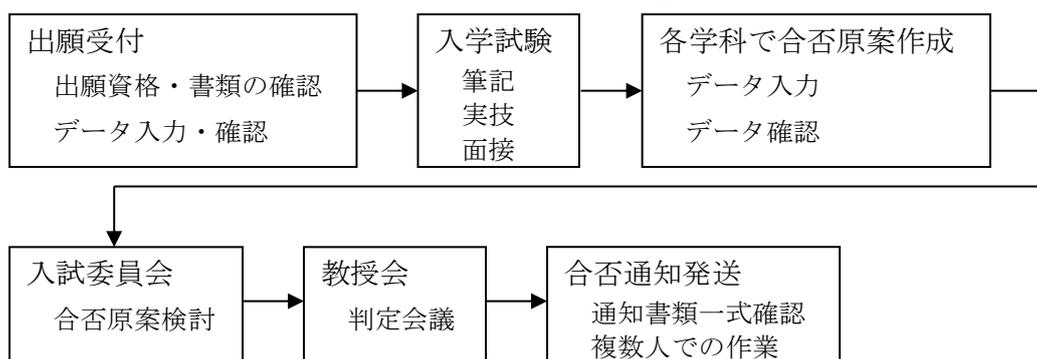
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者受入れ方針の内容とそれに沿った選抜方法及び実施方法については、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部入学者選抜規程」に基づき、入試委員会において審議され、大学協議会及び教授会の議を経て学長が決定する。

入学者選抜は、入試委員会の管理運営によって実施される。入試委員会は、学長を委員長とし、さらに学長が指名する1人の教員が入試委員長補佐として運営に当たっている。委員会の構成員は、この2人の他に、副学長、学部長、短期大学部長、学科長及び学科から選出された入試委員と事務局長及び入試広報課長である。また、入学試験の際にはその都度、学長、副学長、学部長、短期大学部長、学科長、入試委員、事務局長、入試広報課長、入試委員長補佐からなる実施本部を設置し、実施要領を作成して事前に入学者試験の実施方法を確認することで、公正かつ厳正な入学試験の実施に努めている。

令和4(2022)年度より、一部の入試制度を除きWeb出願に変更したことで受験生の出願がスムーズになった。今後は全ての入試制度においてWeb出願とするよう進めている。

図表 2-1-2 基本的な入学者選抜の流れ



本学では、アドミッション・ポリシーに沿って、多様な個性を持った入学志願者を受け入れるべく、さまざまな入学要件を設定し複数の機会を設けたうえで、公正かつ妥当な方法により入学者選抜を実施するため、令和5(2023)年度入学者選抜より入試問題の確認作業について明確な手順を入試委員会にて検討し実施した。内容は、各学科がチェックリストに基づき確認を行い、さらに他学科による問題確認（チェックリストを使用）を徹底した。この確認作業により、学内で統一した認識・問題作成ルールが確立された。

なお、入学試験問題の作成については、学内専任教員及び学科関係者に委嘱し行っており、各学科の入試委員と一部の科目については外部審査により、範囲外の問題はないか、難問奇問となっていないか、受験生に理解できる問いになっているか等を確認している。その際の指摘事項は、再度検討の上、最終的には学長を加えた入試委員全員で確認し適切な試験問題を完成させている。

各学部学科のアドミッション・ポリシー及び専門性に沿った入学志願者の受け入れを一層促すべく、さまざまな入試制度改革を行ってきた。多様な入学者選抜によって、アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかどうかの検証は、新入生を対象とした「アセスメントテスト」の結果を入試区分と紐づけて分析する試みを社会学部において始めたところである。

また、令和4(2022)年度入学者選抜より、全ての学科において総合型選抜でのエントリー制を廃止し受験生の負担を軽減させた。

以下、入試区分ごとにその内容を概説する。

1) 総合型選抜（芸術学部音楽学科）

音楽的指導を受けている指導者から推薦された受験生に対し、専攻楽器による実技課題とおしたレッスン形式の面談を行い、受験生の資質や個性、学ぶ意欲等を観察し、総合的に選抜を行う。総合型選抜に合格し入学を予定する者には、進学準備講習会への参加や入学前課題を義務付けており、入学者受入れ方針に沿った基礎学力の定着を図る工夫を行っている。

2) 総合型選抜（芸術学部美術学科）

面談と提出課題による自己表現により、受験生の資質や個性、学ぶ意欲等を観察し、総合的に選抜を行う。診断前に受験年度に実施するオープンキャンパスの体験授業への

参加を必須とする。総合型選抜に合格し入学を予定する者には、進学準備講習会への参加や入学前課題を義務付けており、入学者受入れ方針に沿った基礎学力の定着を図る工夫を行っている。

3) 総合型選抜（社会学部地域社会学科）

面談と提出課題により、受験生の資質や個性、学ぶ意欲等を観察し、総合的に選抜を行う。総合型選抜に合格し入学を予定する者には、入学前課題を義務付けており、入学者受入れ方針に沿った基礎学力の定着を図る工夫を行っている。

4) 学校推薦型選抜＜指定校制／公募制＞（全学部学科）

指定校制と公募制に区分される。音楽学科と美術学科では、それぞれの専門課程を置く高校や、部活動で顕著な成績を取めている高校を対象として指定校制を実施している。公募制は全学科で実施しているが、社会学部地域社会学科では、教育目的とカリキュラム・ポリシーに合った入学者の獲得を目的として、公募制（一般枠）のほかに地域に関わる活動を理解し実践した者を積極的に評価する地域学習・地域活動枠を設けている。

5) 学校推薦型選抜＜大谷系列校＞（全学部学科）

併設の札幌大谷高等学校及び北海道内の真宗大谷派関係学校である函館大谷、帯広大谷、北海道大谷室蘭、稚内大谷の各高等学校、計 5 校を対象とした指定校推薦型選抜であり、平成 29(2017)年度入学試験から入学金の全額又は一部免除等の措置をとることにより、本学への入学を促す工夫を図った。併設する札幌大谷高等学校とは各学科の専門性を活かした高大連携活動をとおして、本学の教育内容への理解と関心を高める工夫をしている。

6) 特別選抜（全学部学科）

社会人・シニア（音楽学科・美術学科）、社会人（地域社会学科）、海外帰国子女（音楽学科・美術学科）、外国人留学生（音楽学科・美術学科）、再入学（全学科）を対象とした入学試験制度であり、学校推薦入学試験と同一日程で実施している。

7) 一般選抜（全学部学科）

学校教育法第 90 条及び学校教育法施行規則第 150 条で定められた大学入学資格を有する者を対象とし、学力検査を課し、一般的な学力（芸術学部は学力に加え、実技等の専門的能力）を審査する入学試験制度として位置づけ、Ⅰ期（2 月）とⅡ期（3 月）の 2 回を実施している。

8) 大学入学共通テスト利用選抜Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期（全学部全学科）

平成 27(2015)年度入学試験より受験機会の拡大として新たに導入した。学校教育法第 90 条及び学校教育法施行規則第 150 条で定められた大学入学資格を有する者を対象とし、個別学力試験は行わず、当該年度の大学入学共通テストの成績により選抜する。平成 29(2017)年度入学者選抜より更なる受験機会の拡大を図ることを目的に、Ⅰ期（2 月）に加えてⅢ期（3 月）を設けた。

9) 自己推薦型選抜（芸術学部美術学科・社会学部地域社会学科）

芸術学部美術学科では平成 28(2016)年度から導入し、高等学校からの推薦によらず自己推薦により出願する制度である。面接及び提出作品又は小論文により選抜する。これは美術系指導者の少ない北海道の現状にあわせて、本学入学希望者が高等学校からの

札幌大谷大学

推薦によらず自己推薦により出願できるための工夫である。また、令和5(2023)年度入学者選抜より社会学部地域社会学科でも実施した。自らの進路についてぎりぎりまで検討する受験生へのニーズに応えるため3月中旬に試験日を設けている。

図表 2-1-3 令和5(2023)年度入学者選抜区分別選考方法・出題科目

区分	学部・学科	選考方法・出題科目
総合型選抜 ①～⑤	芸術学部 音楽学科	コース別に指定する実技課題の演奏をもとにしたレッスン形式の面談 選抜結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
総合型選抜 ①～②	芸術学部 美術学科	ポートフォリオをもとに面談 選抜結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習 入学予定者は進学準備講習会に参加
総合型選抜 ①～②	社会学部 地域社会学科	総合型選抜志望理由書及び社会課題発見レポートをもとに面談 選抜結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
学校推薦型選抜 (指定校制)	芸術学部 音楽学科	実技(専攻コースによる実技課題)、作文(音楽療法コース/音楽総合コース選択者) 面接・口頭試問 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
	芸術学部 美術学科	面接・口頭試問 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
	社会学部 地域社会学科	小論文 面接・口頭試問 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
学校推薦型選抜 (公募制)	芸術学部 音楽学科	楽典 実技(専攻コースによる実技課題) 作文(音楽療法コース/音楽総合コース選択者) 面接・口頭試問 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
	芸術学部 美術学科	提出作品(次の①～③のいずれか1点を試験当日持参する) ①平面又は立体作品 ②写真作品 ③映像作品 面接・口頭試問 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
	社会学部 地域社会学科	<一般枠> 小論文 面接・口頭試問 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習 <地域学習・地域活動枠> 作文(出願時に提出) 課外活動実績表(出願時に提出) 面接・口頭試問 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習

札幌大谷大学

区分	学部・学科	選考方法・出題科目
学校推薦型選抜 (大谷系列校 (札幌大谷高 校))	芸術学部 音楽学科	実技(専攻コースによる実技課題)、作文(音楽療法コース/音楽総合コース選択者)及び面接・口頭試問による審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
	芸術学部 美術学科	面接・口頭試問 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
	社会学部 地域社会学科	小論文、面接・口頭試問 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
学校推薦型選抜 (大谷系列校(札幌大谷高校以外))	芸術学部 音楽学科	実技(専攻コースによる実技課題)、作文(音楽療法コース/音楽総合コース選択者)及び面接による審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
	芸術学部 美術学科	面接・口頭試問 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
	社会学部 地域社会学科	小論文、面接・口頭試問 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
特別選抜 (社会人・海外帰 国子女・外国人留 学生)	芸術学部 音楽学科	作文 楽典 実技(専攻コースによる実技課題) 面接
	芸術学部 美術学科	小論文 提出作品(次の①～③のいずれか1点を試験当日持参する) ①平面又は立体作品 ②写真作品 ③映像作品 面接 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習。
特別選抜 (社会人)	社会学部 地域社会学科	小論文 面接
一般選抜Ⅰ期	芸術学部 音楽学科	実技(専攻コースによる実技課題) 楽典 小論文 作文(音楽療法コース/音楽総合コース選択者) 面接
	芸術学部 美術学科	国語総合(近代以降の文章) 大学入学共通テストを受験(本学での学力検査なし) 実技(鉛筆デッサン) ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
	社会学部 地域社会学科	国語(国語総合(近代以降の文章)、現代文B) 選択科目 英語(コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現Ⅰ※リスニングテストは除く) 日本史B、政治・経済、数学Ⅰ・A、総合問題から出願時に1科目選択
一般選抜Ⅱ期	芸術学部 音楽学科	実技(専攻コースによる実技課題) 楽典 小論文 作文(音楽療法コース/音楽総合コース選択者) 面接
	芸術学部 美術学科	国語総合(近代以降の文章) 大学入学共通テストを受験(本学での学力検査なし) 実技(鉛筆デッサン) ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習

札幌大谷大学

区分	学部・学科	選考方法・出題科目
	社会学部 地域社会学科	選択科目 国語（国語総合（近代以降の文章）、現代文 B）、英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現Ⅰ ※リスニングテストは除く）から出願時に1科目選択
大学入学共通テスト利用選抜 Ⅰ期・Ⅱ期	芸術学部 音楽学科	必須科目 国語（近代以降の文章） 選択科目（1教科1科目選択） 外国語（英語リスニング含む） 地理歴史（「世界史 A」「世界史 B」「日本史 A」「日本史 B」「地理 A」「地理 B」） 公民（「現代社会」「倫理」「政治・経済」「倫理、政治・経済」） （「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学 A」「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学 B」「簿記・会計」「情報関係基礎」） （「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」「物理」「化学」「生物」「地学」） ※選択科目について、2科目以上受験した場合は、高得点の1教科1科目を合否判定に使用 面接
	芸術学部 美術学科	必須科目 国語（近代以降の文章） 選択科目（1教科1科目選択） 外国語（英語リスニング含む） 地理歴史（「世界史 A」「世界史 B」「日本史 A」「日本史 B」「地理 A」「地理 B」） 公民（「現代社会」「倫理」「政治・経済」「倫理、政治・経済」） （「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学 A」「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学 B」「簿記・会計」「情報関係基礎」） （「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」「物理」「化学」「生物」「地学」） ※選択科目について、2科目以上受験した場合は、高得点の1教科1科目を合否判定に使用 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
	社会学部 地域社会学科	必須科目 国語（近代以降の文章） 選択科目（1教科1科目選択） 外国語（英語、リスニングを含む） 地理歴史（「世界史 A」「世界史 B」「日本史 A」「日本史 B」「地理 A」「地理 B」） 公民（「現代社会」「倫理」「政治・経済」「倫理、政治・経済」） （「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学 A」「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学 B」「簿記・会計」「情報関係基礎」） ※選択科目について、2科目以上受験した場合は、高得点の1教科1科目を合否判定に使用
大学入学共通テスト利用選抜 Ⅲ期	社会学部 地域社会学科	必須科目 国語（近代以降の文章） 選択科目（1教科1科目選択） 外国語（英語、リスニングを含む） 地理歴史（「世界史 A」「世界史 B」「日本史 A」「日本史 B」「地理 A」「地理 B」） 公民（「現代社会」「倫理」「政治・経済」「倫理、政治・経済」） （「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学 A」「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学 B」「簿記・会計」「情報関係基礎」） ※選択科目について、2科目以上受験した場合は、高得点の1教科1科目を合否判定に使用
自己推薦型選抜	芸術学部 美術学科	小論文又は提出作品（次の①～③のいずれか1点を試験当日持参する）を選択 ①平面又は立体作品 ②写真作品 ③映像作品 面接
	社会学部 地域社会学科	面接 自己推薦書（出願時に提出）による審査

図表 2-1-4 令和 5(2023)年度特待生試験・出題科目

区分	学部・学科	選考方法・出題科目
特待生試験	芸術学部 音楽学科	実技(専攻コースによる実技課題) 面接 和声又は作文(作曲・サウンドクリエイションコース)
	芸術学部 美術学科	実技(鉛筆デッサン) ポートフォリオ(当日持参) 面接
	社会学部 地域社会学科	<1次試験> 大学入学共通テストの結果により合否判定 <2次試験> 作文 面接

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

芸術学部音楽学科の直近3年間の入学定員充足率は、令和3(2021)年度が96.7%、令和4(2022)年度が105.0%、令和5(2023)年度が111.7%と推移している。また、芸術学部美術学科の入学定員充足率は、令和3(2021)年度が115.0%、令和4(2022)年度が130.0%、令和5(2023)年度が120.0%であり、3年間とも定員を充足している。オープンキャンパス等のイベントの充実や高大連携の強化、教員スタッフの充実等の工夫により入学者が増加した。

社会学部地域社会学科の入学者数の定員充足率は、令和3(2021)年度が77.1%、令和4(2022)年度が95.7%、令和5(2023)年度が110.0%と改善した。併設する札幌大谷高等学校と高大連携を推進強化した成果が数字に現れた。全学科合計での収容定員(760人)に対する在籍者数は811人で、収容定員充足率は106.7%である。

図表 2-1-5 入学定員・入学者及び収容定員・在籍者数一覧(過去5年間)

(人)

学部	学科	令和元(2019)年度				令和2(2020)年度			
		入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
芸術学部	音楽学科	80	51	320	206	60	72	300	234
	美術学科	70	65	280	211	60	82	270	237
社会学部	地域社会学科	70	57	280	213	70	60	280	222
合計		220	173	880	630	190	214	850	693
学部	学科	令和3(2021)年度				令和4(2022)年度			
		入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
芸術学部	音楽学科	60	58	280	230	60	63	260	242
	美術学科	60	69	260	261	60	78	250	290
社会学部	地域社会学科	70	54	280	216	70	67	280	239
合計		190	181	820	707	190	208	790	771
学部	学科	令和5(2023)年度							
		入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数				
芸術学部	音楽学科	60	67	240	258				
	美術学科	60	72	240	292				
社会学部	地域社会学科	70	77	280	261				
合計		190	216	760	811				

広報活動としては、入学支援センターが主導となり各種イベントをとおして高校生が直接本学における学びに触れる機会を拡大し、本学の魅力を伝えている。

また、併設の札幌大谷高等学校との連携事業として、音楽学科と美術学科については、本学教員が非常勤講師として出向し大学での特別授業などを継続して行っている。

地域社会学科については、進路指導の時間での学科紹介のほか、令和4(2022)年度には特別プログラムの出張講義を実施し、大学教員の授業を体験する機会を設けた。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

音楽学科・美術学科・地域社会学科において令和5(2023)年度は入学定員を満たした。次年度以降も収容定員充足に向けての取組みを継続する。以下に具体的方策について述べる。

入学者受入れ方針や本学でのイベント情報について、今後もオープンキャンパス、進学準備講習会、大学案内、大学ホームページ及びSNS等を活用した学外への広報を行い、一層の周知に努める。

オープンキャンパスでは保護者向けへの授業料・減免制度などの説明会を増やし個別に相談できるスペースを設け、入学後の不安を解消していく。

高校教員や保護者への本学周知の更なる強化のほか、地域社会学科ではこれまで入学者がいない地方の高校も視野に入れ、進路指導部への訪問や出張講義など接触する機会を積極的に増やしていく。音楽学科では出張講義の中で部活指導も積極的に行っていく。美術学科は引き続き「がんばれ！美術の時間」を継続し、本学教員が実際に指導する貴重な機会を設けることにより、北海道での美術家の育成にも尽力していく。

入学者選抜制度や内容については、受験生にとってより受験しやすい方法や時期の検討を進め受験機会の拡大や多様化を図る。令和5(2023)年度入試から地域社会学科では自己推薦型選抜を新たに実施している。

併設の札幌大谷高等学校及び、帯广大谷高等学校、函館大谷高等学校、北海道大谷室蘭高等学校、稚内大谷高等学校を特別指定校として、オープンキャンパス参加時の交通費補助や入学検定料の優遇制度を設けている。

大学全体では、2-1-③で記述したさまざまな改善策の結果、令和5(2023)年度入学者選抜にて収容定員充足率が100%を超えたことから、定員充足に向けて引き続きこれらの施策を徹底する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援については、学修支援センターと学務課を中心に実施している。学修支援センターは学長が選任したセンター長及び副センター長、センター長が選任した教職担当、学科から推薦されたセンター員を持って構成される。なお、副センター長のうち1人については学務課の職員が選任されるものとしており、教職協働の体制が保たれている。また、学科の体制としてクラス担任、ゼミナール担任、コース主任が中心となって教員と学務課が学生の情報を共有しており、個々の学生に応じた細やかな学修支援が可能となっている。小規模大学であるという特性を踏まえて、学修及び学生生活の両面において、教員と職員が学生の顔が見える支援を行うことを方針としている。学生の履修登録状況や出席状況、成績等の情報は学務課から学科の学修支援センター員をとおして担当教員に常時報告されている。

休学を希望する学生については、担任の教員が事前に面談をして事情を確認し、休学中も情報共有を途絶えない対応をしている。中途退学する学生については、退学後の方向についての相談も含め、クラス担任等が親身に対応している。また、休学、退学する学生については、対応した教員がその都度学長に状況を説明し、教授会でも報告される。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学はTA (Teaching Assistant) 制度は設けていないが、芸術学部に関しては、本学の卒業生を事務補佐員として採用し、授業準備や運営などの教育補助業務に従事し学修支援の充実に取り組んでいる。

教職協働による学修支援体制と具体的な内容については2-2-①で示したが、一層の学修支援の充実のために以下1)～7)の取組みを行っている。

1) 入学前教育の実施

学校推薦型選抜及び総合型選抜に合格し入学を予定している生徒（美術学科は全入学予定者）に対し、入学前教育として各学科の特性に応じた入学前課題を課し、所定の期限までに提出を求めている。提出された課題については、学科の専任教員が添削等の確認をして生徒にフィードバックしており、入学後の学修に備えている。また、期限までに提出がなされない生徒や学習が不十分な者については、出身高校と連携を図りながら課題に取り組むことを促し、入学後の学生生活が順調に開始できるよう高校との連携に注力している。

2) 全学科横断型の「初年次教育」の実施

本学の個性的な学科構成を活かし、新入生には全学科横断型の「初年次教育」を実施している。これは学部の垣根を超えた学修機会の提供となっており、学生は音楽学科、美術学科、地域社会学科、短期大学部保育科の教員から幅広く教養教育を受けることができ、さらに他学科の学生との交流も可能となっている。その後の「副専攻（マイナープログラム）」制度を利用した履修への足がかりにもなっている。

3) 入学時期における全新生との面談の実施

入学後の学修や生活が順調に軌道に乗るように、4月の入学時期には本学の学生相談員である公認心理師によって全新生を対象とした学生面接を実施している。これによって躓きや困難の兆候を早期に把握することができ、必要に応じてクラス担任等の教員と情報共有やフォロー体制に備えることが可能となった。なお、個人情報共同守秘義

務によって厳重に守られていることは当然であり、学生に資しないラベリングは排除されている。

4) オフィスアワー制度

新年度時間割の確定後に全教員は週に最低 90 分以上のオフィスアワーを設定しており、学生ポータルサイト内で学生に周知している。本学には研究棟の配置はなく、各研究室は講義室や実習室に隣接していることから、学生と教員のコミュニケーションが日常的に取りやすい環境にある。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、コロナ禍下においてはオンライン上でのやり取りを推奨したが、結果として新たな学生対応の回路が経験されることになり、教員の学生対応についての可能性が広がった。

5) 障がいのある学生への対応

大学ホームページでは「障がい学生の受入れ及び支援に関する基本方針」が公表されており、事前に不安が払拭されるように努めている。これまで視覚障がいや聴覚障がいのある学生、車椅子を利用する学生等に対応してきた。入学前から対象となる学生のニーズを十分に聞き取り、入学後は周囲の学生や教職員とともに学修支援のための体制を整備している。

6) 合理的配慮を必要とする学生への対応

合理的配慮の必要な学生に対して学修保証を一層充実するために、個々のニーズに応じて様々な対応を行っている。学生支援委員会委員長、学生相談室室長、学務課職員、その他の委員によって構成されているアクセシビリティ推進委員会が中心となり、個々の事情を確認したうえで合理的配慮について審議し、担任などの専任教員及び科目を担当する非常勤講師、職員を含む三者間の情報共有と連携を密にして対応している。

7) 長期履修制度

職業を有する場合や健康上の事情等により、修業年限内での修学が困難な学生の学修支援として長期履修制度がある。必要な学生には学修継続に資するものとして長期履修利用を薦めており、履修計画の作成については担任等の教員がサポートしている。各自の状況に応じて学修を進めることができるため、制度を利用した学生の安心感も維持されている。令和 4(2022)年度の制度利用者は 6 人となっている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

基礎学力の不足が原因で休退学に繋がる学生を防止するために、令和 5(2023)年度より「リメディアル教育」を実施している。「リメディアル教育」を実施するに当たり、オリエンテーション時に全学科の新入生を対象として、国語と数学の基礎学力確認テストを行った。その結果は学生にフィードバックされ、学生自身が苦手意識を克服できるように本学の教員が担当する「リメディアル科目」を時間割内に開設した。

また、令和 5(2023)年度から全学科の新入生を対象に、ディプロマ・ポリシーの基礎的汎用的スキルと紐づいて各学生の資質や可能性を可視化する「アセスメントテスト」も実施した。入学後の学修指導に参考となる個々の学生の特性が導きだされることから、その結果を学生の成長を促す形でフィードバックすることとしている。「一人も取りこぼさない教育」という理念を具現化するために、個々の学生の顔が見える支援をより一

層進めていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、芸術学部（音楽学科・地域社会学科）と社会学部（地域社会学科）という個性的な学部編成を特色としている。そこで学ぶ学生の資質も多様であることから、個々の学生の学びと志向性に寄り添ったキャリア支援が求められている。

直近の就職決定率は、各学科とも高い水準を維持している。特に社会学部地域社会学科は、第1期生の卒業から8年間連続で就職決定率100%となっており、全国の学部別就職率でも最高ランクを保持している。

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) キャリア支援センター・キャリア支援課による支援

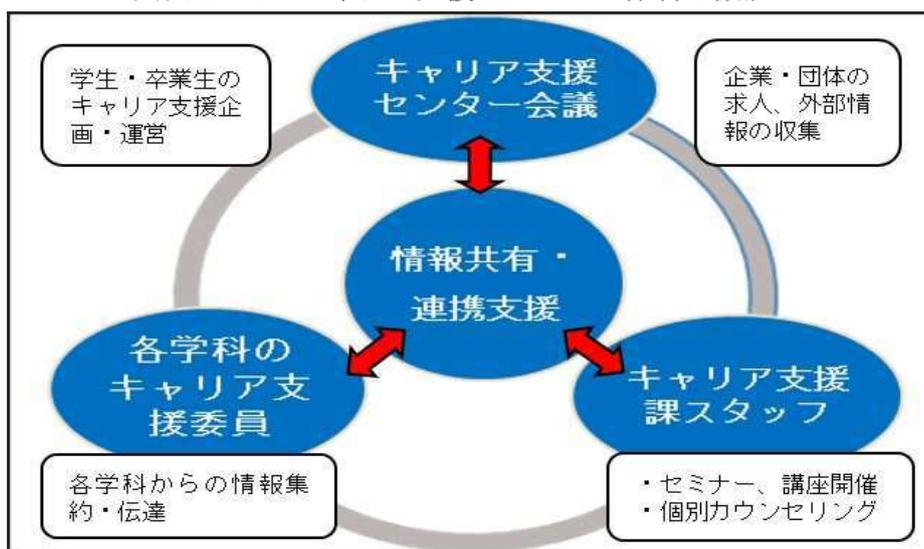
キャリア支援の全学的な体制として、各学科から選出された専任教員と事務職員でキャリア支援センターを組織し、学生への個別指導・助言、各種イベントの企画・実施、ガイダンスの開催、採用情報の提供等に関する各種キャリア支援に取り組んでいる。また、学生の相談や履歴書・エントリーシートの添削、面接指導など就職全般の相談・指導業務は、キャリア支援センター及びキャリア支援課で随時対応している。

キャリア支援センターでは毎月1回定例会議を開催している。定例会議で審議される事項は以下のとおりである。

(1)学生のキャリア形成教育に関すること。(2)学生の進路選択支援に関すること。(3)学生の進学活動支援に関すること。(4)学生の就職活動支援に関すること。(5)学生のインターンシップ活動に関すること。(6)学生の資格取得活動支援に関すること。(7)卒業生の就職活動支援に関すること。(8)その他、学生のキャリア支援に必要なこと。

また、委員会で審議し議決された事項は、教授会で審議又は報告され、学長に報告される。

図表 2-3-1 キャリア支援センターの体制と機能



自由に活用できるキャリア支援センター (B棟1階)



2) 教育課程内での専任教員によるキャリア科目

学科ごとに特色ある多様な進路希望に対応すべく、芸術学部（音楽学科・美術学科）、社会学部（地域社会学科）それぞれの教育課程内にキャリア科目を配している。芸術学部には3年次に「キャリアプラン基礎」・「キャリアプラン応用」（選択）を配置、社会学部には1年次に「キャリアデザイン論A」（必修）、3年次に「キャリアデザイン論B」（選択）を配置し、自己理解や職業研究をとおして職業観及びキャリア形成意識の醸成に努めている。これらの科目はキャリア教育を専門とする専任の教員が担当している。

3) 大学共通科目「キャリア支援プログラム」によるキャリア形成と支援

キャリア支援センターが中心となり、大学共通科目の中に「キャリア支援プログラム」を開講している。卒業後の進路に直接役立つ各種資格取得講座や自己研鑽のための講座、インターンシップや社会連携・地域貢献活動を促進する講座など学生の自主的な学びに繋がる多彩なプログラムを展開している。令和4(2022)年度は4区分28講座を開講、併

設短期大学部と合わせ延べ 120 人が受講した。

図表 2-3-2 令和 4(2022)年度キャリア支援プログラム一覧

(人)

プログラム区分		プログラム例	履修 登録者数	単位 認定者数
A	【職業・インターンシップ型科目】インターンシップ、社会・企業連携に関わる科目	自己開拓型インターンシップ、ビジネスプランコンテスト、企業協働型ビジネスプランニング、地域メディア実践、福祉インターンシップ、札幌市消防音楽隊訓練指導、ドキュメント映像制作	36	30
B	【社会貢献・自己研鑽型科目】ボランティア、学外研修、コンクール出場等に関わる科目	学習支援ボランティア、福祉ボランティア、グリーンツーリズム貢献事業、古美術研究、英語(e-learning)、美術学科展覧会・コンクール等、アウトリーチ活動	91	75
C	【一般資格取得型科目】各種検定・社会人基礎力養成に関わる科目	MOS Word・Excel 2016受験対策、Illustrator®クリエイター能力認定試験対策、Photoshop®クリエイター能力認定試験対策、色彩検定受験対策	14	9
D	【専門資格取得型科目】公務員、防災士等、専門性の高い資格取得に関わる科目	公務員試験対策講座、知的財産管理技能検定3級試験対策、簿記3級基本講座、ファイナンシャルプランナー講座	14	6

4) 正課外活動における取組み

学生の就職に対する意識・モチベーションを高めるため、就職活動に取り組むうえでの必要事項の周知を目的としたイベントを学部別や学科別で実施している。同時に就職活動に必要なスキル習得を目的とした支援講座については、就活スケジュールや学科の特性も考慮し、適切な時期に講座を実施している。具体的なプログラムは以下に示す。

図表 2-3-3 令和 4(2022)年度 就職支援講座等開催一覧

(人)

No	講座名	開催日	開催方法	学年	内容等	受講者数
1	就職ガイダンス	4月19日	オンライン	3年	キャリア支援課紹介、キャリア支援課ポータルサイトの説明、就活スケジュールの案内他	—
2	インターンシップ講座	6月1日	対面	3年	インターンシップの概要、参加のメリット、参加までの流れ、探し方、先輩の体験談他	41
3	就職ナビサイト活用講座	7月20日	対面	3年	ナビサイトの登録方法、機能紹介、『リクナビ性格検査』の受検他	10
4	学内履歴書写真撮影会	7月22日	対面	3年	スタジオアットーレによる撮影会	2
5	カワイ音楽教室講師説明会	9月8日	オンライン	3年	人事担当者による採用説明会	—

No	講座名	開催日	開催方法	学年	内容等	受講者数
6	就活ラストスパート実践講座	9月22日	対面	4年	就活状況の確認、就活の進み具合に合わせた今後の活動他	12
7	スタートアップガイダンス	10月5日	対面	3年	第1部：就職活動のスケジュールや今日からできる準備について 第2部：内定者座談会	134
8	ヤマハ音楽教室講師募集説明会	12月15日	オンライン	3年	人事担当者による採用説明会	4
9	大学進路就職フェア	1月11日	対面	3年	第1部：総まとめ講座 第2部：志望先のリストアップ、選考対策	89
10	エントリーシートの具体的な書き方講座	2月13日	対面	3年	すぐに提出できる自己PR文の作成	25
11	あなたらしく働くための女子トーク with 道庁女子職員	3月6日	対面	1～3年	道庁女性職員との意見交換会	2
12	北海道警察・北海道警察音楽隊学内説明会	3月14日	対面・オンライン	1～3年	人事担当者による採用説明会	7

5) その他の環境整備

学生への求人・進学情報の提供を行うため、キャリア支援センター内に求人情報検索用パソコンを3台設置し、就職試験問題集・求人先別就職資料、就職関連書籍を閲覧する環境を整備している。また、学生ポータルサイトの中に、求人情報や各種講座及びガイダンス等の就職活動情報や就職活動の流れ、履歴書や礼状などの文例、面接のマナーなどを掲載している。さらに、ハローワークと連携して本学専門に毎週木曜日相談日を設けている。

卒業生支援としては、在学時に付与したメールアカウントを卒業後3年間使用できるようにすることで、セカンドキャリア支援や転職相談等の窓口として対応している。

図表 2-3-4 ハローワーク就職相談の日

ハローワーク就職相談の日（1～3月）

<1～3月開催日時>

1月 12日（木） 19日（木） 26日（木）
 2月 2日（木） 9日（木） 16日（木）
 3月 2日（木） 9日（木） 16日（木） 23日（木） 30日（木）
 ※ 各日 13時00分～15時30分の間で30分もしくは1時間の相談

<予約>

希望相談日の3日前（土日祝日除く）までに Google フォームでお申し込みください。
 お申し込み後に相談日時が決定しますので、後日キャリア支援課からご連絡します。
 それ以降（希望相談日2日前～前日）の申込は電話かキャリア支援課窓口でお申込みください。
 お申し込みの際には、以下の必要事項をお知らせください。
 ・学科 ・学年 ・学籍番号 ・氏名 ・携帯電話番号 ・希望する相談日時

<相談内容>

履歴書等添削、面接練習、就職相談、その他

当日は相談時間の10分前にキャリア支援課窓口で受け付けを行ってください。
 また、新型コロナウイルス感染防止対策のためマスクの着用をお願いいたします。




2022.12.7 キャリア支援センター

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

学生生活実態調査における学生からの要望を改善方策に反映させていく。具体的には学生視点に立った情報発信や支援ツール（受験報告書、進路登録カード、面談予約サイト）を進化させ運用する。本学の学部構成の特徴に鑑み、特に芸術学部の学生において要望の高かったフリーランスや創作活動観点でのキャリア支援を学科の教員とともに強化する。企業訪問による求人開拓や企業連携を強化し、キャリア支援の質保証に繋げる。

また、卒業生の活躍、動向を把握するため、卒業生アンケート及び就職内定先調査を令和5(2023)年度に実施し、今後のキャリア支援や教育に反映させていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定及び学生サービス等に関わる業務は、併設短期大学部と合同の学生支援委員会及び事務局学務課が連携して担当している。学生支援委員会には学生支援委員長、学生サポート部会長、学修支援センター長と各学科より選出された教員のほか、学

務課長補佐及び総務課職員が構成員として参加している。これらの組織、部署において、各種学生サービス及び厚生補導の円滑な提供に努めている。

学生に対する健康相談及び心的支援等は、学生支援委員会と学務課が担当し、学務課の管理のもと、健康相談については保健室、心的支援等については学生相談室（ぽらん）を設置し、日常の学生生活での身体的・精神的問題に対処している。学生生活の安定のために取り組んでいる支援は下記のとおりである。

1) 保健室

保健室では、交代制で看護師（嘱託職員）2人を配置し、1人が常駐するよう運営している。開室時間は9時から18時までであり、特に診断・治療を要しない程度の疾病に対して対応し、医療機関の受診が必要と判断される場合においては、近隣の医療機関への受診勧奨を行っている。

2) 学生相談室

学生相談室は、週5回（月～金曜日）6時間開室し（曜日によって時間は異なる）、非常勤相談員（公認心理師3人）が相談に応じている。学生の様々な悩み（人間関係に関するもの、身体・精神の健康に関するもの、生活に関するものなど）に対応している。

また2-2-②でも示したように、学生へのアウトリーチとして、4月には新入学生全員に対して面談を実施している。医療機関受診の必要性がある場合は、専門医療機関と連絡を取り、受診勧奨を行っている。地域事業機関とも連携を図り、生活支援の必要性がある場合は連携支援を行っている。

授業等で利用できない学生のために夏期・春期の長期休暇中も開室し、公認心理師の相談を受けることができるよう対応している。相談については、電話やメールでの予約を推奨しており、学生を待たせない体制をとっている。

令和4(2022)年度の入学生から実施した全員面談によって、より能動的な学生支援が可能となったことから、令和4(2022)年度の学生相談室の相談者数は併設短期大学部と合わせて対前年比168.4%となった。

3) 年2回の学生面談

学修支援センター及び学生支援委員会が主導し、6月と12月の年2回、各学科の教員による学生への個別面談を実施している。6月の面談では1年生全員及び2年生以上については、成績不振の学生、休学歴のある学生、個別に気になる学生を対象に実施している。

12月の面談の対象者は、成績不振が続いている学生、休学歴のある学生、後期の出席状況が芳しくない学生、卒業学年で単位取得が心配な学生や進路が未決定の学生、そのほか気になる学生を対象に実施している。

面談内容については、取得見込み単位をもとに卒業までの道筋を一緒に確認しており、履修指導以外にも学生個々の事情に寄り添ったものとしている。どちらの面談もクラス担任やゼミ担任等に固定せず、学生の事情を理解している教員が対応することとしている。このように定期的な面談体制をとることで、様々な状況の学生に応じた早期の支援が可能となった。

4) 経済的支援（各種奨学金及び特待生制度）

学生への経済的支援については、各種奨学金制度、授業料減免制度及び特待生制度が

ある。外部の経済的支援としては、「高等教育の修学支援新制度」、「日本学生支援機構奨学金」、「札幌市奨学金」、「交通遺児育英会奨学金」、「あしなが育英会奨学金」があり、本学独自の経済的支援としては、「おおたに減免・学生支援緊急給付金」、「特待生」、「芸術学部特待生」、「芸術学部音楽学科音楽指導コース及び音楽療法コース特待生」、「社会学部特待生」がある。これらについては、学生便覧、ポータルサイトによって情報提供しているほか、新入学生へ毎年度当初にオリエンテーションで紹介している。以下に各奨学金及び授業料減免制度の利用状況を示す。

図表 2-4-1 経済的支援の実績

(人)

	給付／貸与	令和 4(2022) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 2(2020) 年度
高等教育の修学支援新制度	給付	137	103	-
日本学生支援機構奨学金	貸与	348	323	305
JASSO 型減免	給付	-	-	46
札幌市奨学金	給付	3	3	4
東本願寺奨学金	給付	3	3	3
卒業生等子奨学金	給付	2	4	5
おおたに減免	給付	73	43	56
家族授業料減免制度	給付	4	4	3
特待生	給付	4	3	-
芸術学部特待生	給付	6	5	5
芸術学部音楽学科音楽総合（旧音楽指導）コース及び音楽療法コース特待生	給付	2	2	2
社会学部特待生	給付	4	6	6
給費生	給付	11	18	23

5) 大学独自の奨学金制度の実施（「緊急・応急採用授業料減免」制度）

経済的な理由による休退学を防止する取組みとして、様々な奨学金制度を実施しているが、特に予期できない理由により学業の継続が困難になる学生を支援することを目的とし「緊急・応急採用授業料減免」の制度を設けている。

6) 学費分納の許可

経済的な理由による休退学を防止する取組みとして、経済的理由により納付期限までに納付金の納付が困難である場合には、個々の事由を把握したうえで学費等の分納を認めている。

7) 保証人対象の相談窓口の開設

経済的な理由による休退学を防止する取組みとして、学生生活支援（経済的支援）の相談窓口を開設しており、保証人にもその旨を周知するように学生の成績とともに郵送している。

8) 課外活動

課外活動の運営は、大学と併設短期大学部の合同の学生組織である学生自治会が中心となって行っており、学生支援委員会及び学務課が助言及び指導を行っている。各クラブには、学生から徴収した自治会費より活動費を支給し、加えて教育後援会からも経済的な支援等、積極的な資金的補助を行っている。

課外活動については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたが学生自治会を中心に必要な措置をとった。

強化クラブについては、連盟などの外部団体の指導のもと感染症対策を行い必要な日程を消化した。また、自治会主催で、複数のサークルが協力する形態でオリエンテーション期間にピア・サポート活動の一環としてコミュニティ・カフェを開催した。在学生の声かけにより新入生の不安が解消される契機ともなり、また他学科との教員や職員と学生との交流の場としても効果的であった。

9) ハラスメントの予防体制

各種のハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等）への対応については、「学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程」に定められており、ハラスメント対策委員会を設置している。

ハラスメント等の防止のため、上記規程に沿って学科の教員 2 人に加え相談員、事務職員からなるハラスメント相談員を学生からの相談窓口として提示し、防止対策に取り組んでいる。

10) 学生ポータルサイトの開設

学生への連絡についてはポータルサイトを導入しており、学生生活に必要な情報を提供している。ポータルサイトには学生へのお知らせ、学生便覧の情報、キャンパスライフに必要な情報、学修の情報や学科個別の情報などが掲載されている。また、ポータルサイト内には「学生相談総合窓口」も設置されており、学生の不安や悩み、要望等に随時応えられる体制をとっている。これは、令和 4(2022)年度 4 月に全新入生を対象に実施した「建学の精神などに関する意識調査（回収率 96.6%）」の結果を踏まえて開設したものである。本調査では、「これからの学生生活に対して不安に思っていることがあるか」と尋ねたところ、9 割の新入生が何らかの不安を抱えていることが明らかになったためである。学生には毎月「学生相談総合窓口」の案内を発信しており、学生の声を汲み取る機会を周知するように務めている。寄せられた相談等については、担当者が相談者に対して個別に対応している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の抱える心身の困難が深刻化・複合化しており、各学生の抱える心身状況に応じたきめ細かな対応が今後より一層必要となる。令和 4(2022) 年度の入学生から 4 月に学生相談室の相談員による全員面談を実施しており、支援が必要になるであろう学生について、早期に把握する体制をとれるようになった。アウトリーチ型の学生支援が可能となったが、支援のタイミングなど運用についてはさらに検討していく必要がある。具体的に学生生活の安定に繋げていくようさらに改善していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

施設全体の維持、管理に関する業務は、総務課が定期点検に加え、随時トラブル等に対応し有効活用できるよう努めている。また、快適な学修環境維持のため、清掃業務に関しては専門業者に委託し実施している。校地校舎は併設の短期大学部と共用しているが大学設置基準を上回る面積を有している。校舎については平成 26(2014)年に全棟の耐震診断をした結果、改修が必要と診断された C 棟及び北棟 1 号館（解体済み）のうち、C 棟については平成 27(2015)年度に耐震補強工事を終えた。平成 30(2018)年には新校舎の建設に着工し、現在は A 棟として使用している。

体育施設は、キャンパスから車で約 20 分の場所に併設短期大学部と共用のグラウンドを所有しており、主に野球部、サッカー部が使用している(37,369 m²)。体育の授業は併設の札幌大谷中学校と共用の中体育館で実施することで、体育施設を法人全体で活用している。

情報関係施設設備の運営・整備、電気設備などの修理や保守点検、植木等の維持管理はその都度専門業者と連携を取り合いながら設備の維持・管理を実施している。また、「学校法人札幌大谷学園危機管理規程」において、緊急時に理事長の判断に基づき危機対策本部を設置することを定めている。

災害時の対策として、学生支援委員会主導のもとに消防訓練を毎年 1 回実施し、大学構内における避難経路や避難時の誘導方法等を確認・点検している。実施日時は授業時間内に設定し、学生及び全教職員が参加している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習施設等

学内には併設短期大学部と共用の K202「大谷記念ホール」（定員 352 人）と、B 棟 4 階に位置する B403「響流ホール」（客席なし、ひな壇常設教室）、分奏用の B161「弦楽器室」、B162「管楽器」、B402「打楽器庫・打楽器室」等を有し、合奏・合唱等の実技指導及び学修成果の発表用に十分なスペースを確保している。レッスン室・練習室については B 棟にレッスン室 21 室、練習室 32 室、C 棟にレッスン室 15 室、練習室 6 室を有するほか、同じく C 棟にある C208「器楽室」、C209「電子オルガン室」、C320・C321「アンサンブル室 1、2」も必要に応じて使用している。また、美術実技系の教室として C216・D201「実技多目的室」、C112「写真暗室」、K302・K303「スタジオ・編集室」、C113~C115「版画室」、D204「木工室」、D101「金属室」、D102~D104・D106「立体造形室」、D203・D501・D503・D601・D603・D604「デザイン教室」、D301・D401・K401「アトリエ室」、K402「モチーフ室」、C201・C215「日本画室」、C217「ファッション専攻」を使用している。

そのほか実習施設として、B160(コンピュータ教室)、C111(情報処理室)、B113(LL 教室)には、常設のパソコンのほか、スクリーン・プロジェクターを完備し、併せて B160、B113 には、教材提示装置を設置して、さまざまな講義に対応できるよう備えている。ま

た、個人研究室、共同研究室の各室には、パソコン、AV 機器を設置している。

学修環境としては、AV 機器やプロジェクター、簡易ステージやピアノなどを備えるアクティブ・ラーニング用のスペースを K 棟 1 階に設け、隣接する図書館では、プロジェクターやノートパソコン、ヘッドフォンなどの貸出しを行っている。また、K 棟 3 階には、3D プリンタや刺繍ミシン、レーザーカッターといったデジタルファブリケーション機器を備えるスペースを設け、授業及び授業外の学生利用が可能となっている。

各教室には無線 LAN のアクセスポイントを設置し、学生のタブレット端末やノートパソコンを用いた学修環境を整備している。授業で利用する情報端末は、タブレット並びにノートパソコンを推奨しているが、スマートフォンの利用については、昼休みや授業終了後の放課後の時間帯には、食堂や空き教室で無線 LAN を利用し自学修を行うことができる。また、学生便覧やシラバス、キャリア支援、情報サービスに関する情報を学生ポータルサイトにまとめ、学生への円滑な情報提供を整備している。

こうした教室や学内情報サービスの使い方については、新入生に対して入学時にオリエンテーションを行い、「初年次教育・情報リテラシー」の授業内でもオンラインの Google Classroom への参加や課題作成に用いるアプリケーションについて解説を行っている。また、在学生に向けては、新学期毎に更新した学内情報サービスに関する説明資料を提供している。

2) 図書館

図書館の管理運営については全学科から選出された図書委員（教員）と学術情報課職員から構成される図書委員会です定期的に協議を行い対応している。開館時間は、平日が 9 時から 19 時、土曜日及び長期休暇期間の平日は 9 時から 16 時となっている。

蔵書としては、各学科の特色を備えた資料を所蔵しているほか、本学の建学の精神をもとに収蔵している「見真文庫」があり、親鸞聖人に関連する資料や仏教関係の図書を中心に所蔵し、蔵書の特色となっている。

蔵書数は、121,240 冊である。令和元(2019)年度に書庫に書架を新設した際、それまで閉架にしていた製本雑誌等の 1,734 冊を開架にした。2,689 種類の定期刊行物と 12,003 点の視聴覚資料を所蔵している。また、3 種類の電子ジャーナル、4 種類のデータベースの利用が可能となっている。令和 4(2022)年度の開館日数は 250 日、入館者数は 13,822 人、貸出利用者数は 2,256 人を数えた。

図書館の利用案内として、図書館ホームページに利用方法や、芸術学部音楽学科及び美術学科の学生が制作した図書館案内動画を掲載し周知している。また、図書館職員による論文やレポート作成のための文献検索ガイダンスも随時実施している。

学生生活実態調査（令和 4(2022)年 12 月実施）において、A 棟にも図書館返却用ブックポスト設置の要望があったことに伴い、全学生がより利用しやすいよう B 棟「キャリア支援センター」入口前に設置することになった。

図書館の相互協力については、国立情報学研究所目録所在情報サービスを利用して全国の大学図書館間で相互貸借を行っている。また、「北海道地区大学図書館相互利用サービス」に加盟し、このサービスに加盟している北海道内の国公立大学図書館と閲覧や貸出しなどの相互利用を行っている。さらに、「音楽図書館協議会(MLAJ)」に加盟し、全国の加盟館とも相互協力している。

3) 情報教育施設・設備

情報教育のための施設・設備は、B棟1階に2室（教員用1台、学生用24台）、C棟1階に1室（教員用1台、学生用44台）の3か所である。令和元(2019)年度に完成したA棟及び図書館でもさらに貸出しパソコンを増やすことで、パソコン教室として占有する教室を減らし、教室の稼働率並びに授業外学修の拡充を図った。これらの施設の使用時間は、授業開講期間は21時45分まで、授業開講期間外は20時45分までとなっている。これらの教室は、授業時間外であれば学生が自由にレポート作成や課題制作等に使用できる。それぞれの教室の利用方法、並びに学内サービスの利用については、入学時にオリエンテーションを行っている。また、各教室の利用方法や学内サービス利用に関する情報については、学内情報サービスサイトに掲載している。

情報教育施設・設備使用についての学生向けガイドラインとして「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 情報セキュリティポリシー」を学内情報サービスサイトに掲載している。

学内ネットワークには、課題提出用の共有フォルダが用意されているが、そのほか全教職員、全学生には、クラウドストレージを提供し、学内無線LANを利用し、課題制作並びに課題提出といった情報共有が行える環境も整備している。インターネット接続の際には、本学では、学内ネットワークのセキュリティー対策としてbeat及びエフセキュアを導入しており、外部からの不正アクセスを防止している。各教室の情報機器及び施設の管理・運営には、札幌大谷学園情報センターのセンター長を兼務する委員長のほか、本学及び併設短期大学部の専任教員3人と事務職員3人から構成される情報環境委員会が対応している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

学内は、各棟及び各階への移動はバリアフリー化されている（ステージ壇上への移動は除く）。視覚障がい者への対応としてエレベーター4基に点字表示を取り付けており、5基には音声案内、安全防護センサーを取り付けている。車椅子利用者に対応するトイレを学内に6か所設置している。

K棟については、スロープと楽器運搬も可能なエレベーターを設置しており、楽器搬入・搬出時のトラックが横付けできるスペースも確保されている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

教室は時間割作成時に決定しているが、前年度の学生数と履修者を確認し、教室の収容人数を超えないように設定している。特に演習科目は、50人以下のクラスで授業を実施するようクラス分けを行っている。また、履修希望者が多い場合は履修人数を制限する場合がある。履修人数を制限する場合は、これまでの成績評価（GPA(Grade Point Average)等）、抽選等の方法で決定する。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

老朽化した機器の更新作業といった管理運用面の観点、また学生へのICTに関する学修機会の創出といった面から、パソコンなどの情報端末を設置した実習施設を縮小しな

がら、学生個人が持参したパソコンなどの情報端末を活用し授業を受講する環境を整備する。そのため、学内サービスの整備、学内ネットワーク及び無線 LAN の整備、各教室のアクセスポイントの増強を計画する。また、老朽化した情報機器の更新に合わせ、大学業務支援で利用するソフトウェアなどの更新作業も並行して進める。

また、学生便覧やシラバス、キャリア支援や学内情報サービスについて、ユーザビリティを高めるよう、学生ポータルサイトの整備を行う。それぞれの委員会によってポータルサイトの運用が進められており、利用している Web サイトのサービスが異なるため、学内の情報サービスとの親和性の高い Web サイトへの統合を検討する。

さらに、学内ネットワーク及び無線 LAN 環境の整備については、通信速度の低い規格の機器が回線速度の妨げになることから、古い機器の交換や老朽化した機器の更新を実施している。耐用年数やサポート終了に伴う変更が生じた場合には、継続して、情報機器の入れ替えやシステム変更を行っていく。また、教室の収容人数と開講科目の内容を精査したうえで、優先順位を付け、中期的にアクセスポイントの増強を計画し、学内無線 LAN アクセシビリティを高めていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望については、学生生活実態調査の調査項目「(1)学修について」で毎年調査しており、個別の意見・要望については、各学科及び学修支援センターなどで検討し学生に回答し、学生ポータルサイトに公開している。

また、調査結果については IR データとして分析を行い、合同教授会で共有している。その結果については大学ホームページで公表している。学生全体に関わることについては、改善策を可能なかぎり速やかに実行し、学生満足の向上に務めている。

令和 4(2022)年度の「学生生活実態調査」においては、「練習室の確保が難しい」との意見が多く寄せられたことから、この件については予約方法の改善などを速やかに講じた。また、新型コロナウイルス感染症によるオンデマンド授業の増加のため、様々な不安や不満が表出したが、それについても対応策を実施し、学生にフィードバックした。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身の健康状態や生活に関する学生の意見・要望については、学生生活実態調査の調

査項目「(3)心身の健康等について」、「(4)生活サイクル等について」などで調査しており、個別の意見・要望については、学科や学生支援委員会などで検討し学生に回答している。

調査結果の共有及び公表については、2-6-①と同様である。また、健康に関する相談については、「保健室」、「学生相談室（ぼらん）」が対応しており、学生便覧、大学ホームページによって周知している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望については、学生生活実態調査の調査項目「(1)学修について」及び「(2)施設・設備について」として調査しており、個別の意見・要望については、学科や学修支援センター、情報環境委員会、事務局などで検討し学生に回答している。例えば、令和 4(2022)年度の調査で学生から寄せられた「美術学科の版画作業スペースの不足」については速やかに対応し、すでに作業スペースの確保を実行している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見を集めるため、様々な調査を実施しているが学生の回答負担が大きくなっていることが懸念される。学修成果の可視化を見据えて、間接評価であるディプロマ・ポリシー達成度調査の対象学年と実施時期を変更する予定であり、これに合わせて、学生生活実態調査との間で調査項目の整理をする予定である。

学生の多様化が進む中、より一層きめ細かい対応が求められている。学生対応のための FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修の成果を教職員が共有する機会も増やしていく。

【基準 2 の自己評価】

アドミッション・ポリシーに即した入学者を受け入れるため、入試委員会を中心に公正かつ適切な体制が整備されている。時代のニーズを的確に把握した多様な選抜方法を実施することによって、受験生の増加が図られている。学生の受入れ、定員の充足率も順調である。また、Web による受験を広く可能にするなど、受験生にとっての便宜が工夫されている。

キャリア支援は、教育課程内、課程外ともに所属学科の学生特性に合わせた支援体制が重層的に機能しており、高い就職決定率に繋がっている。

学生に対する学生生活支援については、小規模大学であることを強みとして、一人ひとりの顔の見えるきめ細かい支援が実践されている。教員による面談も切れ目なく実施されており、建学の精神に則った学生支援に教職員が一丸となって取り組んでいる。保健室や学生相談室との連携も機能的に果たされている。

「学生生活実態調査」によって集められた学生の声は、IR 推進課でデータを整理し、関係各部署で分析・検討した結果を学生にフィードバックするとともに具体的な支援にも反映させている。

以上のことから、基準 2 を満たしていると評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

札幌大谷大学（以下「本学」という。）では、「札幌大谷大学 学則」（以下「学則」という。）第 1 条に規定する教育目的を踏まえて、以下のとおり大学全体のディプロマ・ポリシー及び学科のディプロマ・ポリシーを定めている。

ディプロマ・ポリシーについては、学生向けには年度当初の各学年オリエンテーションで説明し周知徹底している。また、大学ホームページで公開し、大学案内に示している。

・札幌大谷大学

- 1 基礎的汎用的スキル：社会において多種多様な人と協働し実践する力
- 2 自律性：目標達成のために努力を重ねる力
- 3 課題発見・社会貢献性：広い視野をもって、社会の課題を発見する力
- 4 知識活用：学んだ専門知識や技術を目的に応じて使いこなす力

・芸術学部音楽学科

- 1 基礎的汎用的スキル：人のもつ多様性を認め、コミュニケーション能力や課題解決能力など、卒業後の社会で求められる汎用的なスキルを身につけることができます。
- 2 自律性：主体的に課題を発見し、目標達成のため継続的に自己研鑽を積み重ねることができます。
- 3 課題発見・社会貢献性：現代社会の多様な問題について関心をもち、音楽を通して解決を図ることができます。
- 4 知識活用：4年間で修得した専門的な知識やスキルを、実社会のニーズに応じて活用することができます。

・芸術学部美術学科

- 1 基礎的汎用的スキル：人のもつ多様性を認め、コミュニケーション能力や課題解決能力など、卒業後の社会で求められる汎用的なスキルを身につけることができます。
- 2 自律性：主体的に自己表現を具現化し、技術向上のため継続的に自己研鑽を積み重ねることができます。

す。

- 3 課題発見・社会貢献性：現代社会の多様な問題について関心をもち、美術・デザインを通して問題を提起し、解決を図ることができます。
- 4 知識活用：4年間で修得した専門的な知識やスキルを、実社会のニーズに応じて活用することができます。

・社会学部地域社会学科

- 1 基礎的汎用的スキル：コミュニケーション能力や課題解決能力など、卒業後の社会で求められる汎用的なスキルを身につけ、ニーズに応じて活用することができます。
- 2 自律性：主体的に課題に取り組み、目標達成に向けて持続的に努力を重ねることができます。
- 3 課題発見・社会貢献性：調査・研究を通じて社会の現状を深く分析・考察し、地域社会の課題発見やその解決に向けて積極的に貢献することができます。
- 4 知識活用：社会人として必要な基礎力を基盤とし、社会学のさまざまな分野における専門的知識を、現実社会のニーズに応じて活用することができます。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

各授業科目のシラバスの「到達目標」において、その科目がディプロマ・ポリシーのどの項目に対応しているかを記述しており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準であることが明示されている。また、成績評価は、学則第 27 条に規定する各評価「秀・優・良・可・不可」に加え、学修成績を総合的に判断する指標として GPA(Grade Point Average)を用いており学生便覧に示している。評価の方法及び基準はシラバスにも記載している。評価方法については複数の方法を組み合わせて総合的に評価することを、また各評価方法の割合を数値で明記している。

なお、定められた授業回数の 3 分の 2 以上の出席がない場合は「出席不足」となり評価の対象とはならない。

科目設定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえており、卒業までのディプロマ・ポリシーを達成するための科目の積み上げについては、カリキュラム・ツリーを策定し大学ホームページで示している。

また、カリキュラム・ツリーとは別に、卒業までの履修を具体的に可視化した履修モデルを策定しており、学生は自分の将来像を見据えて履修していくことが可能になっている。履修モデルについては学生便覧に示しており履修指導にも使われる。

進級基準としては、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程」(以下「履修等規程」という。)で通算 GPA による大学 4 年次への進級判定について定めている。3 年次修了までに通算 GPA が 1.0 未満かつ卒業要件単位を 75 単位以上修得していない場合は、4 年次配当の科目の履修を認めないことにしている。

卒業認定基準については、学則第 28 条、第 29 条に基づいて、履修等規程で学科ごとに卒業認定の基準を定めている。学生に対しては各学年の年度当初のオリエンテーションで説明し、担任による個別面談の際に個人成績表を参照しながら履修指導することで周知徹底している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

科目の成績評価方法についてはシラバスに明記されており、成績評価・基準については「シラバス作成の留意事項」において、評価は客観的・公正・厳密であることを求め、ディプロマ・ポリシーに照らしてどの程度達成されたか測る方法を示すものとしている。また、やむを得ない事情により成績が合格水準に達しなかった学生を対象に、科目担当教員の裁量で再学習課題の機会を設け、課題の結果次第で単位認定する再学習課題を定めている。

学生に示された成績については、異議申し立て期間を設けており、成績評価の透明性、厳格性を確保している。3-1-②に触れたように4年次進級時において、単位の修得状況や通算GPAに応じて、進級判定を行っており、不合格になった学生については、4年次配当科目の履修を認めておらず厳正な対応をとっている。

全学生を対象に学期ごとのGPAが連続して低い場合には、以下①～④のとおり段階的に指導、保護者への通知を含む注意喚起を行っている。令和4(2022)年度において履修指導の対象になった学生は①45人、②16人、③3人④1人となった。

- ① 1学期のGPAが1.0未満の学生に対しては、担任教員又は学科の学修支援センター員が個人面談を通して学修指導をする。
- ② GPA1.0未満が2期連続又は、通算3回になった学生に対しては、再度担任教員又は学科の学修支援センター員が個人面談を通して学修指導をし、面談及び指導記録を保証人(保護者)に通知する。
- ③ GPA1.0未満が3期連続又は、通算4回になった学生に対しては、学部長又は学科長が個人面談を通して学修指導をし、面談及び指導記録を保証人(保護者)に通知する。
- ④ ③に該当する学生で以降も修学の改善が認められない場合は、学修支援センターで更なる対応について検討する。

また、学生が他の大学又は短期大学(併設短期大学部含む)、高等専門学校専攻科等において履修した授業科目で取得した単位については、学則第34条に定めるとおり60単位を超えない範囲で、これを本学における授業科目の修得単位として認定している。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

現在定められている成績評価基準を今後も厳正に適用するとともに、今後は学生自身が学修成果を可視化できるようにするために、ディプロマ・ポリシーをこれまで以上に意識して学修していくよう、履修指導の際に徹底していく。また、GPAによる履修指導を行っているが、履修指導後の成績の変化についての検証を実施できていない。履修指導後のGPAの推移について①～③までの学生別に履修指導の効果を検証し、履修指導の制度改善に繋げていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、学則第 1 条に規定する教育目的を踏まえて、大学全体のカリキュラム・ポリシーを 1-2-④ で示したとおり定めている。各学科のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。カリキュラム・ポリシーについては、学生向けには年度当初の各学年オリエンテーションで説明し周知徹底している。また、大学ホームページで公開し、大学案内に示している。

・芸術学部音楽学科

札幌大谷大学芸術学部音楽学科は、「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、学士課程においては「大学共通科目」及び「専門科目」を大きな柱とし、芸術学部音楽学科の教育目標にあわせたカリキュラムを教育内容に則り履修モデルとして体系的に編成する。

教育方法については、講義、演習、実技、実習を効果的に組み合わせ、音楽実技や対人支援などの能動的な学びをカリキュラムの中心とする。

また、学修成果の評価の方法についてはシラバスに示すとおりとする。

教育内容については以下のとおりとする。

- 1 建学の精神を学び、自己と他者の命を尊重し、豊かな情操を身につけ、知徳の陶冶を図ることを学びます。
- 2 社会に対する広い視野を持ち、多様な価値観に配慮できる豊かな人間性を身につけ、特に伝える力を中核とするコミュニケーション能力の育成及び情報を発信し利用する力を身につける初年次科目を配置し学びます。
- 3 専門科目の中でも「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」のために音楽史やソルフェージュ、合唱、卒業研究などの必修科目を配置し、専門的な学びを深めます。
- 4 主に基礎的汎用的スキルの獲得を中心として自律性、課題発見・社会貢献性、知識活用の獲得に必要な共通科目を選択科目として配置します。
- 5 自らの専門領域を深く学ぶと同時に、様々な領域への理解を深めるために、副専攻制度を設定します。
- 6 少人数制の教育を基本とし、コースごとに、個人レッスンや演奏会の実施等の体験型学習科目を配置します。
- 7 主に演奏や創作、対人支援やマネジメントに関わる専門的な技術や知識を身につけ、発信力や表現力を獲得する専門科目を選択科目として配置します。

・芸術学部美術学科

札幌大谷大学芸術学部美術学科は、「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、学士課程においては「大学共通科目」及び「専門科目」を大きな柱とし、芸術学部美術学科の教育目標にあわせたカリキュラムを教育内容に則り履修モデルとして体系的に編成します。

教育方法については、講義、演習、実技、実習を効果的に組み合わせ、共通基礎や専攻実技・卒業制作などの能動的な学びをカリキュラムの中心とします。

また、学修成果の評価の方法についてはシラバスに示すとおりとします。

教育内容については以下のとおりとします。

- 1 建学の精神を学び、自己と他者の命を尊重し、豊かな情操を身につけ、知徳の陶冶を図ることを学びます。
- 2 社会に対する広い視野を持ち、多様な価値観に配慮できる豊かな人間性を身につけ、特に伝える力を中核とするコミュニケーション能力の育成及び情報を発信し利用する力を身につける初年次科目を配置し学びます。多様な造形・メディア表現の基礎的技術を習得し、美術・デザインの基礎教養と基礎能力の定着を図ります。
- 3 専門科目の中でも「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」のために必修科目を配置し、専門的な学びを深めます。特に、在学中に修得した知識と技術を統合させながら専門分野に求められる素養を身につけます。
- 4 主に基礎的汎用的スキルの獲得を中心として自律性、課題発見・社会貢献性、知識活用の獲得に必要な共通科目を選択科目として配置します。
- 5 自らの専門領域を深く学ぶと同時に、様々な領域への理解を深めるために、副専攻制度を設定します。また、副専攻制度のカリキュラム履修を通じて、自らの専門領域を越境していく創造力を養います。

- 6 少人数制の教育を基本とし、学科・専攻ごとに、展覧会への出品やインターンシップ、ボランティア活動など、大学での学修内容と実社会とのつながりを認識する機会を提供します。
- 7 主に美術・デザインに関する多様な職業に通じる知識や技術、また創造力やコミュニケーション能力の獲得に必要な専門科目を選択科目として配置します。

・社会学部地域社会学科

札幌大谷大学社会学部地域社会学科は、「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、学士課程においては「大学共通科目」及び「専門科目」を大きな柱とし、社会学部地域社会学科の教育目標にあわせたカリキュラムを教育内容に則り履修モデルとして体系的に編成します。

教育方法については、講義、演習、実習を効果的に組み合わせ、ゼミ活動などの能動的な学びをカリキュラムの中心とします。

また、学修成果の評価の方法についてはシラバスに示すとおりとします。

教育内容については以下のとおりとします。

- 1 建学の精神を学び、自己と他者の命を尊重し、豊かな情操を身につけ、知徳の陶冶を図ります。
- 2 社会に対する広い視野を持ち、多様な価値観に配慮できる豊かな人間性を身につけ、特に伝える力を中核とするコミュニケーション能力の育成及び情報を発信し利用する力を身につける初年次科目を配置し学びます。
- 3 専門科目の中でも「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」のために、市民社会と人間関係や社会学基礎、地域社会論などの必修科目を配置するほか、各コースに沿った科目群を通じて、専門的な学びを深めます。
- 4 自らの専門領域を深く学ぶと同時に、様々な領域への理解を深めるために、副専攻制度を設定します。
- 5 少人数制の教育を基本とし、目標達成に向けての主体性や持続性を養うために担任制度と連動したゼミ科目（基礎演習、専門基礎演習、専門演習）を配置します。
- 6 調査研究を通じて社会の現状を分析・考察し、地域社会の課題発見に貢献できる力を養うために、社会調査スキルを体系的に修得する科目群や、社会問題入門・地域実践・地域課題研究などの実践的科目を配置します。
- 7 社会人として求められるコミュニケーション能力や国際性、実践力を養うため、言語表現や情報処理、外国語習得に関する科目、及びキャリア支援科目を配置します。
- 8 北海道に根づく職業人として欠かせない、地域的・国際的視点から現代社会の特徴や課題に関する知識を修得するため、北海道並びに国際社会への理解を深める科目を配置します。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに示された基礎的汎用的スキル、自律性、課題発見・社会貢献性、知識活用の4つの能力を達成する教育課程を編成するための方針である。そのために、カリキュラム・ポリシーの各項目はどのような能力や資質を伸ばすために科目を配置しているか、という観点から記述されており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

具体的にはカリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程について体系化したカリキュラム・ツリーを作成しており、ディプロマ・ポリシー達成に向けての道筋を可視化している。また、シラバス及び学生便覧の授業科目一覧表において科目ごとに学科のディプロマ・ポリシーとの関連性が明示されている。カリキュラム・ツリー、カリキュラムマップ及びシラバスによってカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、「大学共通科目」及び「専門科目」を大きな柱として、それぞれの学部・学科の教育目標にあわせたカリキュラムを教育内容に則って体系的に編成している。カリキュラム・ポリシーに示された各項目に対応する形で、大学共通科目、学科の専門科目を配置し、特にディプロマ・ポリシーを達成するうえで必須となる科目を必修科目として配置している。具体的には、「建学の精神と大谷学A」、「初年次教育・情報リテラシー」は全学共通の必修科目としている。また、各学科における専門的能力を養ううえで基幹的な科目も必修に指定している。こうした

体系的な編成を視覚的に把握し、計画的な履修による効率的なディプロマ・ポリシー達成を図るために、各学科では履修モデルを設定している。履修モデルは、学科により複数用意し、それぞれの履修モデル全てが、ディプロマ・ポリシー達成までの道筋を示している。

シラバスについては、開講する全ての授業科目について整備している。授業の基本的な情報（科目名、教員名、配当年次、開講期、単位数、履修人数の制限、必修選択の別、授業回数、ナンバリング）のほかに授業概要、到達目標、対応する学科のディプロマ・ポリシー、授業計画、成績評価方法・基準、教科書・授業で使用するソフト、参考書等、授業のプラットフォームとして使用する Google Classroom のクラスコード、授業科目に関連した実務経験のある教員の配置の有無、予習・復習の具体的な内容と必要な時間、受講時の注意事項とアクティブ・ラーニング情報について記載する欄を設けている。また、シラバスの記載方法については、「シラバス作成の留意事項」において整理し記載担当者に示している。教員が作成したシラバスについては、各学科の学修支援センター員がカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーとの整合性を点検し、不適切な箇所があれば修正を求めている。

単位制度の実質化を目的として、年間で履修できる単位数に上限を設定している。登録できる上限は 49 単位となっているが、2 年生以上の学生については通算 GPA に応じて上限単位数の追加を認めている。通算 GPA が 3.5 以上であれば 8 単位を、3.0 以上 3.5 未満であれば 4 単位を追加して履修登録できる。

3-2-④ 教養教育の実施

本学のディプロマ・ポリシーで定めている基礎的汎用的スキルの多くは、教養教育により身につけている。特にカリキュラム・ポリシーでも示しているが、建学の精神を学び、自己と他者の命を尊重し、豊かな情操を身につけ、知徳の陶冶を図ることを学ぶ「建学の精神と大谷学 A」、社会に対する広い視野を持ち、多様な価値観に配慮できる豊かな人間性を身につけ、特に伝える力を中核とするコミュニケーション能力の育成及び情報を発信し利用する力を身につける初年次科目として「初年次教育・情報リテラシー」を配置している。これらの科目は大学共通の必修科目として位置づけられている。また、基礎的汎用的スキルの獲得を中心として自律性、課題発見・社会貢献性、知識活用の獲得に必要な共通科目を選択科目として配置しているが、51 科目を一般教養科目として位置づけ、24 科目を外国語科目として位置づけており適切に教養教育を実施している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫や改善を組織的に推進するために FD・SD 委員会が設置されている。FD・SD 研修会を年に数回開催し、教職員間で課題を共有し、授業内容、授業方法、授業環境の改善に全学的に取り組んでいる。また、授業アンケートの実施によって、授業内容、実施上の工夫、学生の授業への取り組み、学修の成果についての学生による評価を把握し、科目担当者ごとに授業改善に取り組んでいる。令和 4(2022)年度の FD・SD 研修会では、前年度の後期授業アンケートの結果を分析し、アンケート結果から見える特徴を共有した。さらに、必要に応じて学科レベルでの研修会も開催している。

令和 2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、短期間でオンライン授業を導入し実施したが、プラットフォームとして導入した Google Classroom が、対面授業へ戻った現在も全科目のツールとして定着している。それまで、授業時間のみしか接点がなかった教員と学生がプラットフォームを通じて、常にコンタクトできる状況になったことは教授方法として効果的な変更となった。対面授業が再開された科目についても、課題や資料の提供やレポートの提出だけに留まらず、授業についての質問が常にできる環境となっている。

アクティブ・ラーニングなどの授業方法の工夫については、シラバスの「受講時の注意事項とアクティブ・ラーニング情報」に明記されており、演習科目、実習科目だけでなく、様々な講義科目においても、グループワークやプレゼンテーションが適宜盛り込まれている。また、そのほかにも以下の取組みを行っている。

1) 芸術学部音楽学科

音楽学科では「ステージスタッフ実習」や「コンサートプロデュース論」等の科目により、指導者育成だけではなくコンサートを支える人材の育成などの幅広い学修を可能としている。音楽学科の実技系コース（ピアノ、声楽、管弦打楽、作曲・サウンドクリエーション、電子オルガン）の 2 年次以上の学生を対象に優秀な成果を収めた学生をオーディションによって選抜する制度（演奏クラス）では、定期演奏会でのソリストオーディションを受ける権利、実技演奏研究におけるレッスン回数の増加、特別レッスン等の優先的な受講や演奏クラスの学生のみによる演奏会「音の輪コンサート」などをとおして、実技教育の強化を図っている。

2) 芸術学部美術学科

美術学科の課題の発表では、大学構内の廊下や壁面も発表の場として有効活用しながら、課題解決への実践的な力も身につけている。

3) 「映像制作演習」

「映像制作演習」では音楽学科と美術学科の学生がグループワークを行い、自身の専門性を自覚させながら、協調性やコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を初年次教育から段階的に向上させている。

4) 「キャリア支援プログラム」

全学共通の「キャリア支援プログラム」を設置しており、この科目を選択していくことで、学外での実践的な学びを段階的に支援している。

5) 「副専攻（マイナープログラム）」

「副専攻（マイナープログラム）」制度によって、他学科の科目履修が可能となり、教養を広げることができる。修了認定証を発行し、学生のキャリア支援としての効果も併せ持つ。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5(2023)年度より、教学マネジメント指針に則りカリキュラムの大幅改定を行った。ディプロマ・ポリシー達成に向けて授業科目の過不足のない設定や、各授業科目相互の関係、履修順序や履修要件の検証が必要である。加えて、密度の濃い主体的な学修

を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込みを行ったが、カリキュラムが適正に機能しているか検証するための方策を検討する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学生のディプロマ・ポリシーの達成状況については、学生の卒業時にディプロマ・ポリシー達成度調査を行っている。この調査は学生自身が大学で得た学びに対してどの程度、ディプロマ・ポリシーを達成したか自己評価するものである。調査結果については経年比較及び学科ごとの分析がなされ、各学科の検証と今後の改善点について協議され、内部質保証会議で報告されている。

また、学生生活実態調査において、学生の授業理解の把握状況を調査するほか、全ての授業を対象として授業アンケートを実施しており、その結果を FD・SD 委員会で検証のうえ、大学ホームページで公開している。

学生の学期ごとの学修成果については GPA の観点から点検している。3-1-③でも触れたように、学期ごとの GPA が連続して低い場合には、担当教員が段階的に適切な対応を実施している。また、3-2-③で述べたように 2 年生以上については通算 GPA によって履修登録上限単位数の追加を認める形で、学修成果を運用している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

FD・SD 委員会において各学期の中間時点及び学期末に授業アンケートを実施している。中間アンケートについては、FD・SD 委員会が作成した書式を元にして各科目担当教員が適宜加筆して実施している。学期末のアンケートについては共通のアンケート書式を使用して履修学生への一斉配信によって実施している。令和 4(2022)年度後期末に実施した授業アンケートの項目は図表 3-3-1 のとおりである。

図表 3-3-1 授業アンケート項目

I 【授業について①授業の内容】	
1	この科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連についての説明はありましたか。
2	授業はシラバスや、実施状況に応じて示された変更点のとおりの内容で展開されましたか。
3	授業への参加や目標到達を促すための工夫や進め方がされていましたか。
4	教材（教科書、配布資料、視聴覚教材、Google Classroom 等）の使い方は適切でしたか。
5	授業は学生の理解度や習熟度を確認しながら進められていましたか。
II 【授業について②実施上の工夫】	
6	ワークやディスカッションを通して、学生同士ないしは教員とのやり取りの機会はありましたか。
7	授業中に教員から質問をされたり意見を求められたりする機会はありましたか。
8	質問や意見を受け付けてもらう機会はありましたか。
9	予習や復習についての指示は毎回ありましたか。
10	提出物（課題、レポート、レスポンスシートなど）に対して教員からのフィードバックはありましたか。
III 【あなた自身について①授業への取り組み】	
1	あなた自身の授業への出席状況はよかったですか。
2	予習・復習や授業時の集中、課題提出など、あなたの取り組み態度は意欲的でしたか。
IV 【あなた自身について②学修の成果】	
3	あなたはこの科目の目標に到達できたと思いますか。
4	授業内容や関連する分野への理解は深まりましたか。
5	総合的にみて、この授業に満足していますか。

中間アンケートについては、科目担当教員が実施、回収して以後の授業の改善に役立っている。学期末のアンケートについては、科目担当教員に学科平均の数値とともにフィードバックされ、改善点があればシラバス内容に反映するよう依頼している。また、授業アンケートを集計した分析結果については、FD・SD 研修会において報告され共有されている。

卒業後を見通した大学での学び方を身につけることを目的とした、新入生全員を対象とする全学共通科目（「初年次教育・情報リテラシー」）や卒業後の進路選択に直接役立つ「キャリア支援プログラム」を実施することにより、図表 3-3-2 に示すように過去 3 年間の進路決定状況（就職希望者に対する就職決定率）は、令和 2(2020)年度 98.4%、令和 3(2021)年度 95.1%、令和 4(2022)年度 95.4%と全ての学科において高水準を維持している。

令和 3(2021)年度に本学の教育プログラム及びキャリア支援の改善と充実に繋げることを目的に卒業生対象にアンケートを実施した。また同年度に一般企業・官公庁・NPO 法人等を対象に就職先アンケートを実施した。この二つのアンケートを検証し、芸術学部においてはフリーランスや演奏・創作活動観点でのキャリア支援強化、社会学部においては IT リテラシー、DX リテラシー教育の重要性を踏まえキャリア支援プログラム科

目にDXアドバイザー資格講座を新たに組み入れ運用した。引き続きアンケート結果を検証し在学中の学修支援や今後の教育活動の改善に反映させていく。

図表 3-3-2 就職決定状況（過去3年）

(人)

学部	学科	令和4(2022)年度						
		卒業生数	就職希望者数	就職者数	就職率	進学者数	その他	未決定者数
芸術学部	音楽学科	43	34	34	100.0%	7	2	0
	美術学科	63	48	42	87.5%	1	14	6
芸術学部計		106	82	76	92.7%	8	16	6
社会学部	地域社会学科	51	48	48	100.0%	0	3	0
社会学部計		51	48	48	100.0%	0	3	0
合計		157	130	124	95.4%	8	19	6
学部	学科	令和3(2021)年度						
		卒業生数	就職希望者数	就職者数	就職率	進学者数	その他	未決定者数
芸術学部	音楽学科	45	32	30	93.8%	8	5	2
	美術学科	43	30	27	90.0%	6	7	3
芸術学部計		88	62	57	91.9%	14	12	5
社会学部	地域社会学科	42	40	40	100.0%	1	1	0
社会学部計		42	40	40	100.0%	1	1	0
合計		130	102	97	95.1%	15	13	5
学部	学科	令和2(2020)年度						
		卒業生数	就職希望者数	就職者数	就職率	進学者数	その他	未決定者数
芸術学部	音楽学科	58	36	36	100.0%	16	6	0
	美術学科	41	38	36	94.7%	2	1	2
芸術学部計		99	74	72	97.3%	18	7	2
社会学部	地域社会学科	56	51	51	100.0%	1	4	0
社会学部計		56	51	51	100.0%	1	4	0
合計		155	125	123	98.4%	19	11	2

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

令和5(2023)年度より、ディプロマ・ポリシー達成度という観点から、以下の方法により、学修成果の可視化及びその検証、改善をとおして教育の内部質保証をさらに推進

する。

1) 学修成果の可視化

令和 5(2023)年度よりアセスメント・プランを制定する。学修成果の可視化に必要な「直接評価」と「間接評価」を以下の方法で行う。

直接評価としては、従来の個人成績表の GPA だけでなく、ディプロマ・ポリシーの達成状況を可視化できるアセスメントを実施する。

① 外部アセスメントテストの導入

基準 2-2 の改善・向上方策でも触れたが、令和 5(2023)年度から全学科の新入生を対象に、学生一人ひとりの資質や可能性を可視化するために「アセスメントテスト」を導入した。この「アセスメントテスト」によってディプロマ・ポリシーの基礎的・汎用的スキルを中心とする評価が可能となり、個々の学生の課題を明らかにし、担任との面談を通じてフィードバックを行うことで学修支援を高度化していく。また、学科レベル、大学全体レベルの課題も明らかにしていく。令和 6(2024)年度以降は複数学年でテストを実施し、経年変化によって学修成果を把握する。

② ディプロマ・ポリシー達成度チャートの導入

ディプロマ・ポリシーに紐づいた科目の成績によって、個々の学生のディプロマ・ポリシー達成度を示すチャートを作成し、学生自身が学修成果を目に見える形で自覚できるようにする。

間接評価としては、従来実施してきた学修行動調査、学生生活実態調査、ディプロマ・ポリシー達成度調査に加えて、上述の「アセスメントテスト」に組み込まれた学生意識調査を活用する。また、ディプロマ・ポリシー達成度調査はこれまで卒業時点のみの実施であったが、各学年末に実施する。

2) 学修成果の改善・評価の方法

これらの複数のアセスメント項目を組み合わせることで学修成果を可視化し、内部質保証会議において結果を分析し、教育改善にフィードバックする。また、学科レベルでは面談をとおして学生個々へのフィードバックを行い、ディプロマ・ポリシー達成に向けて履修指導や生活指導を行う。

[基準 3 の自己評価]

・単位認定、卒業認定

本学は学則に規定する教育目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシーを定め、学内外に周知している。シラバスでは各授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーの項目との対応関係を明示し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準を定めて厳正に適用している。進級基準としては、3 年次修了時点での通算 GPA と修得単位数に基づいて必修科目を含む 4 年次配当科目の履修を認めるかどうか判定している。卒業認定基準はオリエンテーションと個別面談での履修指導の際に周知徹底しており、GPA が低い学生については、学期ごとに段階的に面談指導を行っている。

・教育課程及び教授方法

教育目的を踏まえて策定したカリキュラム・ポリシーではディプロマ・ポリシーに示した能力や資質を伸ばすためにどのような科目を配置するかを示しており、ディプロマ・

ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されており、ディプロマ・ポリシーの効率的な達成を図るために各学科で複数の履修モデルを設定している。シラバスについては開講している全ての授業科目について整備している。また、1年間で履修できる単位数の上限を設定し、単位制度の実質を保つようにしている。教養科目としては「建学の精神と大谷学 A」と「初年次教育・情報リテラシー」を全学共通の必修科目とし、それ以外にも一般教養と外国語の選択科目を配置することで教養教育を適切に実施している。

教授方法の工夫・開発を組織的に推進するために、FD・SD委員会が研修会を年に数回開催し、教職員間で課題を共有して授業内容、授業方法、授業環境の改善に取り組んでいる。アクティブ・ラーニングなどの授業方法の工夫についてはシラバスに明記しており、演習・実習科目だけでなく様々な講義科目においても導入しており、学科ごとに多様な取り組みを行っている。コロナ禍でオンライン授業プラットフォームとして導入した Google Classroom は、対面授業に戻った現在も全科目について開設して効果的に運用している。

・学修成果の点検・評価

学修成果の点検・評価については、学生のディプロマ・ポリシー達成度調査を卒業時に学生の自己評価の調査として実施しており、調査結果は経年比較及び学科ごとの分析を行っている。令和 3(2021)年度には卒業生を対象としたアンケート、一般企業・官公庁・NPO 法人等を対象とした就職先アンケートを実施し、その結果を踏まえて学部ごとにキャリア支援の改善を行った。各授業科目の教育内容・方法の改善に向けては、各学期の中間時点及び学期末に授業アンケートを実施している。学期末アンケートの結果は科目担当教員へフィードバックし、改善点があれば次年度のシラバスに反映するよう依頼している。

令和 5(2023)年度より、学修成果の直接評価として、従来の個人成績表の GPA だけでなく、新たに外部アセスメントテストを導入、またディプロマ・ポリシー達成度チャートを作成し、学生自身が学修成果を目に見える形で自覚できるようにする。さらに間接評価として、これまで卒業時に 4 年生のみ対象に実施してきたディプロマ・ポリシー達成度調査を各学年末に実施する予定である。

学修成果の点検・評価結果の教育内容・方法へのフィードバックは、学生の自己評価としてのディプロマ・ポリシー達成度調査について、学科で協議し内部質保証会議で報告している。しかし、直接評価による学修成果の可視化の取り組みは令和 5(2023)年度より開始するために未だ十分な蓄積はない。ただし、学科レベルでは個別面談をとおして学生個々へのフィードバックを行い、ディプロマ・ポリシー達成に向けて履修指導に活用している。

以上のことから、基準 3 を満たしていると評価する。

A. 教授会（合同教授会・大学教授会・短大教授会・学部教授会）

札幌大谷大学教授会は「札幌大谷大学 教授会規程」第1条に目的として「札幌大谷学園寄附行為実施規則第13条及び札幌大谷大学学則第45条に基づき、札幌大谷大学教授会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。」と定められている。

札幌大谷大学学部教授会は「札幌大谷大学 学部教授会規程」第1条に目的として「札幌大谷学園寄附行為実施規則第13条及び札幌大谷大学学則第45条に基づき、札幌大谷大学学部教授会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。」と定められている。

合同教授会は本学の教授会と札幌大谷大学短期大学の教授会が「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 合同教授会内規」により合同で実施することについて定められている。年間開催される教授会のほとんどは合同教授会の会議体で運営されている。

教授会の構成員は「札幌大谷大学 学則」第45条第4項に「学長及び副学長並びに本学の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。」と定められている。教授会の開催は8月を除く毎月1回以上を年度初めに計画し、運営されている。

教授会は「札幌大谷大学 学則」第45条第2項により「「学生の入学」、「卒業及び課程の修了」、「学位の授与」、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と定められている。学長は「教育研究に関する重要な事項」を「札幌大谷大学 学則第45条第2項第3号の規定に基づく教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める教授会及び学部教授会の審議事項」として別に定められている。学長は毎年4月に開催される年度の最初の教授会において本学の使命と目的、建学の精神を踏まえ、「札幌大谷大学学則」第45条第2項及び教育研究に関する重要な事項を全教員に周知説明している。

B. 大学協議会

大学協議会は「札幌大谷大学 学則」第48条に「教育研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議するため、本学に大学協議会を設置する。」と定められている。大学協議会の設置に関し必要な事項は「札幌大谷大学 大学協議会規程」に定められている。大学協議会は、学長提案をはじめとした各種センター及び各種委員会からの審議事項及び報告事項を教授会へ上申する。

大学協議会の構成員は「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 大学協議会規程」第2条に教職協働による組織として「学長、副学長、各学部長、各学科長、入学支援センター長、学修支援センター長、キャリア支援センター長、入試委員長補佐、学生支援委員長、教職委員長、図書委員長、社会連携センター長、FD・SD委員長、情報環境委員長、大学LO（自己評価担当者）、短大LO（自己評価担当者）、事務局長、法人本部長、事務職員（課長職又は課長職相当者）」と定められている。大学協議会の開催は8月を除く毎月1回以上を年度初めに計画し、運営されている。

C. 各種センター及び各種委員会

入学支援センター、学修支援センター、キャリア支援センターの各種センター及び入試委員会、学生支援委員会、教職委員会、図書委員会、自己点検・評価委員会、FD・SD委

員会、情報環境委員会、社会連携センター（センター運営委員会）等の各種委員会は「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 各種センター及び委員会内規」により定められている。各種センター及び各種委員会の目的・業務・構成員等については関連する各種規程にそれぞれ定められている。

入学支援センター、学修支援センター、キャリア支援センターは構成員をセンター長 1 人、副センター長数人、センター員数人とし、副センター長は教育職員のほか事務職員（課長職又は課長職相当者）を加え、教職協働による組織が構築されている。

入学支援センター、学修支援センター、キャリア支援センターは、各学科と事務組織による提案を審議事項又は報告事項として大学協議会へ上申する。開催日程は 8 月を除く毎月 1 回以上を年度初めに計画し、運営されている。

各種委員会、社会連携センター（センター運営委員会）の案件は、各学科と事務組織による提案を審議事項又は報告事項として大学協議会へ上申する。開催日程は年度初めに計画し、運営されている。

D. 内部質保証会議、自己点検・評価委員会

内部質保証会議は「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 内部質保証会議規程」第 1 条に目的として「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部の建学の精神に則り、本学自らの責任で自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をもとにした自己改善を恒常的・継続的に行うことにより、三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証することを目的とする。」と定められている。

内部質保証会議の下に自己点検・評価委員会を置き、開催日程は令和 5(2023)年度より学長が教学の運営体制を中心にリーダーシップを適切に発揮できるよう内部質保証会議は大学協議会終了後に、自己点検・評価委員会は教授会終了後に開催することを年度初めに計画し、運営されている。内部質保証会議及び自己点検・評価委員会はともに事務局組織「IR 推進課」が所管となっている。IR 推進課の担当業務は「学校法人札幌大谷学園 事務組織及び職制規程」第 8 条及び別表第 4 に「IR 調査・分析をはじめ、学長・事務局長の特命プロジェクト、諮問事項等」と定められ、学長のリーダーシップを支える調査・企画部門として整備されている。

E. 副学長

本学は副学長について「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 副学長規程（以下「副学長規程」という。）」第 3 条第 1 項に副学長の職務として「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定められている。副学長の職務分野は副学長規程第 3 条第 2 項に「教学部門の管理運営」、「高大連携の推進」、「危機管理」、「教育後援会・同窓会等外郭団体」と定められている。特に「高大連携の推進」は本学に隣接する札幌大谷高等学校との教学面における連携推進等が必要不可欠であり、「幼中高大連携推進委員会」では大学委員の窓口として学長補佐を遂行している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

平成 27(2015)年 4 月の学校教育法改正に伴い、「札幌大谷大学 学則」(以下「学則」という。)をはじめとする教授会規程及び関係諸規程を見直し、改正の趣旨に沿って整備した。整備に当たっては、学長のリーダーシップがより発揮できる体制を取るため、従来の学部を設置する「学部教授会」に加え、大学全体の「教授会」を設置して大学運営を行うことに改めた。

教授会に定例開催の機能を持たせたことから、意思決定のプロセスにおいて、学部単位での意見ではなく、全学的な意見を学長が集約できる体制となり、学長が最終的な意思決定をするに当たり、より適切な判断ができる仕組みとした。

教授会運営においては、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部合同教授会内規」により、原則として併設短期大学の教授会と合同で開催することとし、必要に応じて各教授会を開催することとしている。「合同教授会」は、学則及び教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を審議するほか、教授会の下に設置された各種委員会での協議事項等についての報告がなされ、大学と短期大学の一体運営に強く寄与している。

教育・研究・厚生補導に係る管理・運営等の円滑化を図るため、図表 4-1-1 で示したように、学部教授会・短期大学部教授会の下に、共通の各種委員会を組織している。

大学の意思決定のプロセスにおいて、教育研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議するため、「大学協議会」を設置している。「大学協議会」は、学長、副学長、学部長、学科長、短期大学部長、短期大学の学科長、主要な委員会の委員長、主要なセンターのセンター長、事務局長、事務局の各課長が加わり、「合同教授会」で審議される事項について事前に審議し、また、「合同教授会」の議案についての事前確認を行うことで、全学的な基本方針を明確にする機能を担っている。

図表 4-1-2 教学マネジメント② 本学の意思決定の流れ

毎 月	札幌大谷大学 札幌大谷大学短期大学部	学校法人札幌大谷学園
第 1 週	↓ 各種センター及び各種委員会の会議	↓ 学内理事協議会 ↓
第 2 週	↓ 大学協議会・内部質保証会議 ↓	↓ 常務会
第 3 週	↓ 教授会 自己点検・評価委員会	↓ 学内理事協議会 ↓
第 4 週	次の各種センター及び各種委員会の議案整理 ↓	↓ 常務会 ↓
第 5 週	次の各種センター及び各種委員会の議案整理 ↓	↓ 理事会

本学の意思決定の流れは図表 4-1-2 のとおり第 1 週に各種センター及び各種委員会の会議体が開催され、第 2 週目の大学協議会で学長が各種センター及び各種委員会の会議体の内容について確認し、第 3 週の教授会で学長が最終的に決定する。学則等、理事会の定める規則等の制定及び改廃は、教授会で学長が決定後、「学校法人札幌大谷学園 常務会」を経て「学校法人札幌大谷学園 理事会」で決定する。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの遂行において中心を担っているのは大学協議会である。大学協議会の構成員は学長、副学長、学部長、学科長、短期大学部長、短期大学の学科長、主要な委員会の委員長、主要なセンターのセンター長、事務局長、事務局の各課長となっており、教員と事務職員がバランス良く加わっている。日常的な教学プログラムの企画・立案・実行は、各種委員会であり、これらの組織には明確な役割が与えられているとともに教員のほかに事務職員が必ず加わる構成となっており、各センター、各種委員会における事務職員と教員とのスタッフの関係による教職協働が、学長のガバナンスの下で融合することで教学マネジメントが機能している。

教学マネジメントの遂行に必要な部署（課・室等）を設置し、職員をそれぞれ図表 4-1-3 のとおり配置している。

図表 4-1-3 大学・短大職員数

(令和 5(2023)年 5 月 1 日現在)

		専任職員				嘱託職員	
		課長	課長補佐	係長	主事	フルタイム	パートタイム
大学・短大	入試広報課	(1)	1	1	4	1	0
	学務課	1	1	1	3	7	5
	キャリア支援課	(1)	0	0	3	1	0
	学術情報課	0	1	0	1	2	1
	IR 推進課	1	0	0	1	0	0
法人本部	総務課	0	1	1	5	0	1
	財務課	0	1	1	2	1	0
	内部監査室	1(※)	0	0	0	0	0
	情報センター	1(※)	0	0	0	1	1

※ 表中の()の数字は兼務

※ 内部監査室の課長は主幹として、情報センターの課長はセンター長として読み替えること。

なお、情報センター長は現在、大学の教育職員（教授職）に委嘱している。

本学の事務組織及び職制は「学校法人札幌大谷学園 事務組織及び職制規程」で定められ、事務部門の職務及び所掌事務、業務分掌等が明確に示されている。課により人数のばらつきがあるが、業務分掌の内容や所属する職員の年齢層や担当業務の経験値、保有する資格等を考慮したうえで教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントにおける個々の取組みについては、本学においても機能しているものと捉えられるが、「内部質保証会議」については、自己点検・評価活動の結果を検証するだけでなく、教学マネジメントや内部質保証活動の管理運営機能を強化するために、令和 5(2023)年度からは定例開催として、大学運営全般についての質保証を恒常的に行っていく。また、教学マネジメント体制の中で「内部質保証会議」、「自己点検・評価委員会」「大学協議会」の構成員が重複しており、各組織の役割が曖昧になりがちであることから、各組織の目的や機能を明確化し、相応しい構成員になるように規程等を改正し、全学的な教学マネジメントの機能性の改善を図る。

職員においては各種センターの副センター長の 1 人として任命する等、教学マネジメントにおける教職協働を進めているが、各種センターのセンター長を務めることを将来計画の一つとして、特にキャリア支援センターのセンター長は各学部学科独自のキャリア支援体制が構築されていることからキャリア資格を保有し、経験力も優れた職員が務めることができるよう人材育成を踏まえて今後検討する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教育組織及び職階別専任教員数は図表 4-2-1 のとおり大学設置基準で定める必要専任教員数及び教授数を確保し、適切に配置している。

図表 4-2-1 教員組織及び職階別専任教員数

(令和 5(2023)年 5 月 1 日現在)

学部	学科等	専任教員数					大学設置基準		助手
		教授	准教授	講師	助教	計	必要専任教員数	必要専任教授数	
芸術	音楽	12	3	0	0	15	10	5	0
	美術	10	0	4	0	14	10	5	0
	学部計	22	3	4	0	29	20	10	0
社会	地域社会	7	1	5	0	13	12	6	0
	学部計	7	1	5	0	13	12	6	0
大学設置基準									
大学全体の 収容定員に応じ定める 専任教員数		-	-	-	-	-	12	6	-
大学計		29	4	9	0	42	44	22	0

- ・学長は芸術学部音楽学科に所属する。
- ・副学長は社会学部地域社会学科に所属する。

本学の教授、准教授、講師、助教及び助手の採用及び昇格の選考は、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程（以下「採用・昇格規程」という。）」により定められている。

教授、准教授、講師、助教及び助手の資格は、大学設置基準を踏まえ、採用・昇格規程第 4 条から第 7 条の 2 に定められている。

採用は、図表 4-2-2 のとおり採用・昇格規程第 8 条から第 15 条に定められている。

図表 4-2-2 採用の流れ

1. 学部長及び学科長は、教員人事計画を学長と協議する。
2. 学長は採用の必要を認めた場合学長は所属する学科、職名、担当科目及び人数等の人事計画を作成し、あらかじめ大学協議会の意見を求めたうえで理事長の承認を得る。
3. 学長は理事長の承認を得て、採用を上申すべき候補者（以下「採用候補者」という。）の選考を行うときは、採用候補者の選考を行う委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。選考委員会は、学長が指名した委員を持って構成する。公募の方法はホームページに掲載する。
4. 選考委員会は、採用候補者 1 名を選考する。
5. 学長は理事長へ採用候補者を報告し、採用は理事会の議を経て理事長が行う。

昇格までの流れは、図表 4-2-3 のとおり採用・昇格規程第 16 条から第 19 条と第 23 条に定められている。准教授から教授への昇格、講師から准教授への昇格、助教から講師への昇格要件は採用・昇格規程第 20 条から第 22 条に定められている。

図表 4-2-3 昇格の流れ

1. 学科長は、理事長に昇格を上申すべき候補者（以下「昇格候補者」という。）を、学長に推薦する。
2. 学長は昇格候補者の審査を行う委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、学長が指名した委員を持って構成する。
3. 審査委員会は昇格候補者に対し、履歴書、業績調書、その他必要な資料の提出を求め、原則として面接し、その結果に基づき審査する。
4. 学長は理事長へ昇格候補者を報告し、昇格は理事会の議を経て理事長が行う。

本学は教育職員に対し、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教育実践の評価制度に関する内規（以下「評価制度内規」という。）」第 1 条により「高等教育の質の向上を目的とし、すぐれた授業実践を全学に広め、授業改善を図るために顕彰制度を設ける」と定められている。評価制度内規第 2 条に取組内容として「前条の授業の改善を図るための制度的取組として、シラバス、ルーブリック、授業アンケート及び学科長による推薦書を活用する。」と定められているが、令和 3(2021)年 4 月から施行されているところ、年 1 回の選考に対し、該当者がいないので現在実績がない。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学における FD(Faculty Development)活動は FD・SD 委員会が責任を持って実施している。内容については現在、課題になっていることや業務に直結することを中心に委員会が決定している。令和 4(2022)年度は図表 4-2-4 に示すように、授業改善、学修成果の可視化を主なテーマとして計 6 回の FD・SD 研修会を開催した。そのうち 1 回は事務職員対象の SD(Staff Development)研修を主とするものであった。

研修会での提案・意見交換を経て、ディプロマ・ポリシーと科目の到達目標との紐づけを教員と学生の双方がこれまで以上に強く意識して授業に取り組むことをねらって、学期末に実施している授業アンケートの改善、学期半ばでの中間アンケートの実施、シラ

バスの書式の改善を行った。また、カリキュラムが三つのポリシーに基づいて適切に機能しているか、三つのポリシーが適切かどうかを点検評価するためのアセスメント・プランの策定に向けた提案を行った。

図表 4-2-4 令和 4(2022)年度 FD・SD 研修会開催状況

開催日	テーマ等	開催形式	参加者数
4月9日	授業開始に向けて【全体会】建学の精神、三つのポリシーについての説明、授業実施に向けての諸連絡【系統別分科会】教育実践についての情報交換	オンライン	大学・短大専任教員59人 職員32人 非常勤教員64人
9月30日	授業アンケートの結果及び授業アンケートの改善に向けて	オンデマンド	大学・短大専任教員54人 職員28人 非常勤教員71人
10月19日	外部アセスメントテストの分析と活用	対面	大学・短大専任教員35人 職員11人 非常勤教員12人
10月26日	教務システムの変更検討に係る説明会	オンライン	大学・短大専任教員17人 職員17人 非常勤教員19人
令和 5(2023)年 2月15日	大学機関別認証評価における評価書(主に基準2・3・4)の作成と基準6との関係について	オンデマンド	職員37人
3月1日	外部アセスメントテストの結果の学生個々へのフィードバック	対面	大学・短大専任教員35人

※参加者数は併設短期大学部を含む

FD・SD 研修会の開催後はアンケートをとおして参加者の満足度や意見・感想などのフィードバックを得るようにしており、以後の研修会のテーマの選択や実施形態等の改善に向けて反映させるようにしている。FD・SD 研修会については4月の研修会を除くと専任教員の参加率が50%程度にとどまるという課題があったために、対面形式で開催した場合も後日録画で内容を確認できるように対応した。また、研修内容を実際の業務に活かすために、第2回研修会での検討をもとに授業アンケートの設問の見直しやシラバス書式の改善に結びつけた。第3回、第6回の研修会については、令和5(2023)年度に全学的に導入する外部アセスメントテストの結果の活用と直結する研修内容とした。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育組織及び職階別専任教員数は大学設置基準で定める必要専任教員数及び教授数を確保し、適切に配置しているが、各学科においては最小限の教員数であることから、将来計画として今後は学部学科のコース等の特性を踏まえた人員配置を検討する必要がある。教育実践の評価制度については、該当者を増やすことを将来計画として現状の課題等をFD・SD 委員会で共有し、実績に繋がるようすすめていく。

令和4(2022)年度は主に学修成果の可視化についての学内の合意形成に向けた研修会が多かったが、令和5(2023)年度は学修成果の可視化に向けて準備してきた取組みを、一つひとつ実行していくために、それに対応してFD・SD 研修会を開催していく。アセスメントテストの結果のフィードバックなど、実際の学生指導の場面から出てくる課題を吸い上げて、改善に向けたFD 活動を実施していく。また、令和4(2022)年度後期から改善したフォームで授業アンケートを行ったので、その結果を踏まえて課題を抽出し

授業改善に取り組む。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

令和 4(2022)年度の SD 研修は FD 研修と合同で実施した。

前項 4-2-②「FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施」がその内容である。研修会の開催後はアンケートをとおして参加者の満足度や意見・感想などのフィードバックを得るようにしている。職員の研修参加状況は図表 4-2-4 で示したとおりである。

特に令和 5(2023)年 2 月 15 日に開催した「大学機関別認証評価における評価書（主に基準 2・3・4）の作成と基準 6 との関係について」は事務職員の 97.4%が参加し、令和 6(2024)年度の認証評価受審に向け自己点検評価書作成の手順を再確認した。

学外研修としては、日本私立大学協会北海道支部が実施する「階層別研修」として初任者、中堅実務者、中堅指導者及び課長職の各研修会に参加した。令和 4(2022)年度をもって研修参加対象が一巡したため、中堅実務研修の参加経験者を中堅指導者研修へ引き上げ、中堅指導者研修参加経験者を課長職研修へ引き上げる。ただし令和 4(2022)年度までに採用された新入職者の初任者研修は人数が多く全てを網羅できていないため、次年度は学内管理職による研修を企画し実施する。また、建学の精神に基づき、日々の教育活動・学園運営に従事する事務職員の意識向上と自己研鑽のため、自らが日々の職務に対する点検を行い、所属部署の上席者の評価とあわせて担当業務を完遂し、よりよい業務実績をあげることができるよう業務目標達成管理制度を実施している。これら、FD・SD 研修、外部研修、業務目標管理制度をとおし、各職員のモチベーションの向上に結びついている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5(2023)年度は外部研修として日本高等教育評価機構から講師を招聘し、「認証評価の概要」を FD・SD 研修として実施する予定である。そして前述のとおり次年度は学内管理職による研修を企画し実施する。特に入職後 2 年未満の職員が 10 人程度いるため、事務職の基礎からはじまり、各課の業務別習得課題を研修する場を設ける。さらに従来の業務目標管理制度を係長チャレンジ制度へ改良。業務遂行内容を評価し、令和 6(2024)年度の昇進者を決定する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

特別任用を除く全ての専任教員に、個室の研究室を用意のうえ、専門業務型裁量労働制を適用していることから、自由に研究時間を確保できる環境を整備しており、有効活用が図られている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「学術研究活動における行動規範」及び「研究倫理委員会規程」を整備し、基本的な研究倫理の確立と適正な運用を行っている。

競争的研究費の使用については、行動規範、不正防止対策、取扱要領、監査要領等を規程として定め、適切に運用している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「研究費取り扱い内規」にて、毎年度、専任教員 20 万円、特別任用専任教員 10 万円の研究費の予算措置を行っている。また、学長裁量による特別加算研究費制度を設け、240 万円の予算措置を行っている。さらに、科学研究費補助金の獲得については、事務局が情報提供、サポートを行っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

外部資金導入に向けた取組みを強化していく。

【基準 4 の自己評価】

本学の意思決定と教学マネジメントについては、学長のリーダーシップが確実に発揮されており、それを支える体制も適切に機能している。各種センター及び委員会によって役割と責任は明確に分散され、また必要に応じて各部署との連携も実行されている。

教員・職員の配置は適切に考えられており、それぞれがその能力を十全に発揮することで組織運営が駆動していると認められる。また、そのための FD・SD 研修は中断なく開催されており、教職員が積極的に参加していると確認できる。

以上のことから、基準 4 を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人札幌大谷学園（以下「法人」という。）は、「学校法人札幌大谷学園 寄附行為（以下「寄附行為」という。）」第 3 条に法人の目的として「この法人は、教育基本法、学校教育法並びに私立学校法に従い、且つ宗祖親鸞聖人が開顕された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教々育を基調とし、自他尊重の社会人、国際人の養成及び幼児保育を行い心身豊かな人材を育成することを目的とする。」とし、経営の規律を定められている。

法人の定める規則等において、寄附行為に次ぐ効力を有する「学校法人札幌大谷学園 寄附行為実施規則（以下「実施規則」という。）」第 14 条では、法人の教職員の就業に関する基本的な事項を「学校法人札幌大谷学園 就業規則（以下「就業規則」という。）」で定めることとし、その「就業規則」第 1 条に目的として「この規則は、労働基準法の規定に基づき、親鸞聖人のみ教えを建学の精神とする学校法人札幌大谷学園教職員（以下「教職員」という。）の就業に関する事項を定めることを目的とする。」ことと同規則第 5 条に職務の遂行として「教職員は、本法人の建学の精神を理解し、職務の公共的使命を自覚し、この規則その他諸規程を遵守して、その責務を遂行するため、職務に専念しなければならない。」と定められている。

実施規則第 16 条では、法人の経理に関する基準を「学校法人札幌大谷学園 経理規程（以下「経理規程」という。）」で定めることとし、その「経理規程」第 1 条に目的として「法人の経理に関する基準を定め、経理事務を正確かつ迅速に処理し、財政及び経営状況を明らかにして、経営の能率的運営と教育研究活動の向上を図ることを目的とする。」と定められている。

法人の内部通報に関しては、「学校法人札幌大谷学園 内部通報等に関する規則」第 1 条に目的として「法人の業務に関し、法令、寄附行為若しくは学内規則等に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって法人の健全な発展に資することを目的とする。」と定められている。

札幌大谷大学（以下「本学」という。）は研究に従事する者への規範として「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学術研究活動における行動規範」を、研究に従事する者が競争的研究費等の使用に関する行動規範として「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学 競争的研究費等に関する行動規範」等が定められている。

法人は、これら経営の規律と誠実性の維持として寄附行為をはじめとした私立学校法第 47 条及び第 63 条の 2 で指定している事項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している教育情報、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定している教員の養成の状況に関する情報について、大学ホームページで公開、若しくは閲覧に供するように都度更新を含め適切に行っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人は使命・目的を達成するため、図表 5-1-1 のとおり寄附行為第 4 条に規定する学校を設置している。

図表 5-1-1 学校法人札幌大谷学園が設置する学校（寄附行為第 4 条）

(1)	札幌大谷大学	芸術学部	音楽学科
		芸術学部	美術学科
		社会学部	地域社会学科
(2)	札幌大谷大学短期大学部	保育科	
(3)	札幌大谷高等学校	全日制課程	普通科 音楽科 美術科
(4)	札幌大谷中学校		
(5)	札幌大谷大学附属幼稚園		

法人は、使命・目的の実現への継続的努力として令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5 か年を、「札幌大谷学園 グランドデザイン」と制定して、地域社会への基本的な行動指針として各設置校が教育目標、学園連携目標、園児・生徒・学生支援目標、募集広報目標、管理運営目標とこれらについての方針をそれぞれ掲げて運営を行っている。

法人は、令和元(2019)年 11 月に文部科学省より学校法人運営調査委員会による調査の結果、「集中経営指導法人」との判定を受け、日本私立学校振興・共済事業団による経営相談を経て「学校法人札幌大谷学園 経営改善計画等」を令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の 5 か年計画ですすめている。これら「札幌大谷学園 グランドデザイン」及び「学校法人札幌大谷学園 経営改善計画等」の令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5 か年を「学校法人札幌大谷学園 中長期計画」（以下「中長期計画」という。）とし、経営基盤の安定確保を図ることを最重要課題とし、使命・目的の実現への継続的努力を進めている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は、環境保全への配慮としてクリーンで快適な学習・研究環境の整備・充実を図ることをめざして、キャンパス利用のマナーやルールを明確にし、学内の美化に努め、ごみ分別の徹底・エネルギーの節約などに取り組むことについて図表 5-1-2 のとおり毎年 4 月に教職員及び学生向けに「クリーン・エコ・キャンパス」を宣言している。

図表 5-1-2 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部
「クリーン・エコ・キャンパス」宣言

次の 8 項目を重点項目として「クリーン・エコ・キャンパス」を推進していきます。

1. ごみは極力出さないこと。持ち込まないこと。
2. ごみは放置せず、分別して指定の場所に捨てること。
3. 備品等は大切に扱い、使用後は元に戻すこと。
4. エアコン等の使用時は適切な温度を保つこと。
5. 冷暖房時はドア・窓を閉めること。
6. 照明やパソコン等の電気機器の電源をこまめに消すこと。
7. エレベーターの利用を極力控え、階段を利用すること。
8. トイレや手洗いの水の使用は、必要最小限にすること。

法人は、人権への配慮として「学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程」第 1 条に目的として「建学の精神に立脚し、憲法、教育基本法、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法等に掲げる人権尊重と両性の平等の精神に則り、ハラスメントの防止のための措置並びにハラスメントが発生した場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、本法人の構成員の快適な学習、教育・研究及び労働環境の確保を図ることを目的とする。」と定め、その運用として本学は「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ハラスメントに関するガイドライン」によりハラスメントを防止及び排除するための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対処するための措置に関し、必要な事項を定められている。

法人は、安全への配慮として「学校法人札幌大谷学園 危機管理規程」第 1 条に「法人において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、法人における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、学生・生徒・園児及び教職員等並びに近隣住民等の安全確保を図るとともに、本法人の社会的な責任を果たすことを目的とする。」と定められている。平成 30(2018)年 9 月に発生した北海道胆振東部地震（マグニチュード 6.7、札幌市東区は震度 6 弱、内閣府ホームページ「防災情報のページ」から引用）による大学・短大棟の一部倒壊、令和元(2019)年 12 月に世界で初めて感染者が報告されてから世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症による長期間の危機管理への体制については札幌大谷学園危機管理委員会による対策本部と各設置校、常務会、理事会と情報を共有し、その都度適切に対応している。

法人は、令和 4(2022)年度以降、毎年 1 年に 1 回「学校法人札幌大谷学園 消防計画書（以下「消防計画書」という。）」に則り、消防訓練を実施している。「消防計画書」第 1 条には目的として「消防法第 8 条第 1 項及び第 36 条に基づき、本学の防火・防災管理業務及び自衛消防組織についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。」と定められている。

法人は、勤務する教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に資するため、労働安全衛生法第 18 条第 1 項に基づき、学校法人札幌大谷学園 衛生委員会（以下「衛生委員会」という。）を設置している。衛生委員会は「札幌大谷学園安全衛生・危機管理マニ

ュアル（教職員用）〈ポケット版〉」を令和 3(2021)年 7 月に全面改訂し、全教職員及び全学生に配布し、避難場所、火災発生時や地震発生時の対応、けが人や急病人への対応、大学・短期大学部に 6 台設置している AED（自動体外式除細動器）の場所や救命処置等について周知している。さらに、衛生委員会は「札幌大谷学園 ストレスチェック実施規程」により基本方針「法人は、労働安全衛生法、労働安全衛生規則及び「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、教職員のストレスを軽減するため、教職員の自主的な健康意識を高める機会を提供し、職場の環境改善を積極的に推進する。」により勤務する教職員が、メンタルヘルス不調となることを未然に防止するためのストレスチェック制度を年 1 回実施している。

防犯カメラは当初 3 台設置されていたが、盗撮や不審者侵入が発生し、令和 4(2022)年度学生生活実態調査（令和 4(2022)年 12 月実施）においても特に女子学生からの要望が多かったことに伴い、各階の女子学生のトイレ付近を中心に令和 4(2022)年度末までに 7 台増設し、合計 10 台の防犯カメラを設置することになった。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的及び教育目的を達成するための中長期計画は、経営基盤の安定確保を図ることを最重要課題とし、その具体的な計画は単年度ごとの事業計画及び事業報告により、確実に実行し、使命・目的の実現への継続的努力を進めていく。

法人の環境保全を踏まえ、複数の老朽校舎の建て替え更新資金の確保について計画を進めていく。特に 40 年以上経過している校舎は全部で 3 棟あり、大学・短大の 2 棟と中学・高校の 1 棟について耐震補強工事は完了してはいるものの近い将来、建て替えが必要な状況である。今後の計画では令和 4(2022)年度から「資金収支計算書の年度収支差額」がプラスに転じ、令和 5(2023)年度以降、資金が積み立てられる状況が見込まれ、建て替えの自己資金として毎年度 1 億円程度の資金を積み立てし、財務状況及び校舎状態を見極め、建て替え時期を検討する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人は使命・目的の達成に向けて図表 5-2-1 のとおり役員である理事は寄附行為の各条項に則って選任区分、人数、任期等が定められている。

学長や校長等の管理職としての任期は「学校法人札幌大谷学園 管理職員の定年・任期に関する規程（以下「管理職任期規程」という。）」により定められている。

理事長の選任は図表 5-2-1 のとおり寄附行為第 5 条第 2 項で定められ、寄附行為第 11

条により「法人を代表し、業務を総理する。」と定められている。

法人は寄附行為第 15 条により理事をもって組織する理事会を置き、その理事会は法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。理事会は法人の業務について図表 5-2-2 のとおり実施規則第 3 条第 1 項の各号を業務決定の権限として定められている。理事長は寄附行為第 15 条第 3 項及び第 7 項により理事会を招集することができ、理事会の議長を務める。理事会は寄附行為第 16 条及び実施規則第 3 条第 2 項により図表 5-2-2 の実施規則第 3 項第 1 項に定める事項を除き、法人の業務決定の権限を理事長に委任することが定められている。理事会は寄附行為第 16 条の業務の決定の委任及び実施規則第 3 条第 3 項により図表 5-2-2 の実施規則第 3 項第 1 項に定める事項を除き、法人の業務決定の権限の一部を他の理事又は所属職員に委任できることを定められている。

図表 5-2-1 役員（理事）

	寄附行為（役員）第5条第1項、 （理事の選任）第6条第1項		寄附行為（理事の選任）第6条 第2項、（役員）の任期）第8条	
	理事の選任区分	人数	任期	
1号 理事	真宗大谷派の僧籍を有する者のうちから理事会において選任した者	1	4年	—
2号 理事	札幌大谷大学長	1	—	学長の任期は4年、 再任以降は2年、 管理職任期規程第3条
3号 理事	札幌大谷高等学校長	1	—	校長の任期は4年、 再任以降は2年、 管理職任期規程第3条
4号 理事	法人における管理又は監督の地位にある教職員のうちから理事会において選任した者	1	—	任期は4年（若しくは2年）、再任 以降は2年、 管理職任期規程第3条
5号 理事	法人本部長	1	—	本部長の任期は4年、 再任以降は2年、 管理職任期規程第3条
6号 理事	評議員のうちから評議員会において選任した者	3	—	評議員の任期は4年、 寄附行為（任期）第23条
7号 理事	学識経験者のうちから理事会において選任した者	3	4年	—
	合計	11		

図表 5-2-2 理事会の決定事項

<p>実施規則（業務決定の権限）</p> <p>第3条 理事会は、法人の業務について、次の各号に掲げる事項を決定する。</p> <p>(1) 法人及び法人が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針</p> <p>(2) 寄附行為第20条に規定する評議員会への諮問事項</p>
<p>寄附行為（諮問事項）</p> <p>第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 予算及び事業計画</p> <p>(2) 事業に関する中期的な計画</p> <p>(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</p> <p>(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準</p> <p>(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(6) 寄附行為の変更</p> <p>(7) 合併</p> <p>(8) 目的たる事業の成功の不能による解散</p> <p>(9) 収益事業に関する重要事項</p> <p>(10) 寄附金品の募集に関する事項</p> <p>(11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p>
<p>(3) 決算の承認</p> <p>(4) 理事会が行う理事長、常務理事、理事及び評議員の選任</p> <p>(5) 監事候補者の選出</p> <p>(6) 教職員の人事のうち重要と認めたもの</p> <p>(7) 学則及び園則その他理事会の定める規則等の制定及び改廃</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか重要又は異例にわたる事項</p>

令和 4(2022)年度の理事会における理事及び監事の出席状況は図表 5-2-3 のとおりで、理事会は全て対面で理事が出席し意見交換し、監事が出席して意見を述べることにより法人の業務執行に関する意志決定が適切になされている。理事会は「理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について（通知）」（3 高私行第 3 号、令和 3(2021)年 6 月 25 日付、文部科学省高等教育局私学部私学行政課長 発信文書）により「規制改革実施計画（令和 2(2020)年 7 月 17 日閣議決定）」の趣旨を踏まえ理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱いについて私立学校法の趣旨を踏まえた適切な運用の明確化が図られたことに伴い、寄附行為の一部改正をすすめることになり、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで理事会において慎重審議のうえ決定後、文部科学省の認可を受け、令和 4(2022)年度から電磁的方法による監事を含む事前通知、理事会に出席できない理事への電磁的方法による意思表示の確認、議事録は書面で作成することには変更はないところ、互選された理事 2 人と議長、さらに出席された監事を

含む署名に一部改正し、理事会の議事録の真正性及び非改変性をより担保することとなった。

図表 5-2-3 令和 4(2022)年度の理事会における理事及び監事の出席状況

(人)

開催日	理事				監事	
	定員	欠員	出席	欠席	出席	
第 1 回	4月26日(火) 14時	11	-	11	0	2
第 2 回	5月26日(木) 14時	11	-	11	0	2
第 3 回	5月27日(金) 15時30分	11	-	11	0	2
第 4 回	6月30日(木) 15時30分	11	-	11	0	2
第 5 回	7月22日(金) 15時30分	11	-	11	0	2
第 6 回	9月29日(木) 13時	11	-	11	0	2
第 7 回	9月29日(木) 16時	11	-	11	0	2
第 8 回	10月5日(水) 18時	11	-	11	0	2
第 9 回	10月13日(木) 18時	11	-	11	0	2
第 10 回	10月28日(金) 16時15分	11	-	11	0	2
第 11 回	11月25日(金) 14時	11	1	10	0	2
第 12 回	12月23日(金) 16時	11	-	11	0	2
第 13 回	2月28日(火) 16時	11	-	11	0	2
第 14 回	3月24日(金) 16時	11	-	11	0	2

※出席には書面表決を含む

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

文部科学省による私立学校法改正による私立大学ガバナンス改革の施行日が令和 7(2025)年 4 月 1 日となった中、令和 5(2023)年及び令和 6(2024)年度中に理事会機能をさらに充実できるようガバナンス体制を強固なものとする。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

常務理事は寄附行為第 11 条の 2 により「理事長を補佐し、法人の業務を分掌する」と定められているが、令和 5(2023)年 5 月 1 日現在は置いていない。

法人は「学校法人札幌大谷学園 常務会設置規則（以下「常務会規則」という。）」第 1 条及び第 4 条より理事会の包括的授権に基づき、理事会から付託された事項、理事会への付議に関する事項、法人の日常業務の決定に関する事項、法人の管理・運営に関する事項を審議する「常務会」を設置している。常務会は常務会規則（常務会の構成）第 2 条により理事長、学内理事、学園統括、所属長、副学長、副校長等で構成され、理事

会に次ぐ会議体として設置している。法人は理事 11 人のうち、学内理事で構成する「学内理事協議会」を設置する。学内理事協議会は主に常務会又は理事会への付議に関する事項について協議している。理事会をはじめとする各会議体の出席者と開催頻度は図表 5-3-1 のとおり実施している。

図表 5-3-1 各会議体の出席者と開催頻度

		理事会	常務会	学内理事協議会	学園連携協議会 (旧 幼中高大連携推進委員会)
学内理事		○	○	○	○
学外理事		○			○ (一部)
学園統括			○		○
大学 短大	学 長	○	○	○	○
	副学長		○		○
	学部長				○
	学科長				○
中学 高校	校 長	○	○	○	○
	副校長	○	○	○	○
	教 頭				○
幼稚園	園 長		○		○
	教 頭				○
法人本部長		○	○	○	○
事務局長		○	○	○	○
開催頻度		月1回程度 最終週	月2回偶数週	月2回奇数週	都度開催

理事会の機能として意志決定の流れは図表 5-3-2 のとおり常務会と学内理事協議会が理事会の補佐体制として十分機能したうえで理事会が最終的に決定する。学則等、理事会の定める規則等の制定及び改廃は、教授会で学長が決定後、「学校法人札幌大谷学園常務会」を経て「学校法人札幌大谷学園 理事会」で決定する。

図表 5-3-2 理事会の意志決定の流れ

毎 月	学校法人札幌大谷学園	札幌大谷大学 札幌大谷大学短期大学部
第1週	↓ 学内理事協議会 ↓	↓ 各種センター及び各種委員会の会議
第2週	↓ 常務会 ↓	↓ 大学協議会・内部質保証会議 ↓
第3週	↓ 学内理事協議会 ↓	↓ 教授会 自己点検・評価委員会
第4週	↓ 常務会 ↓	次の各種センター及び各種委員会の議案整理 ↓
第5週	↓ ↓	次の各種センター及び各種委員会の議案整理 ↓

5-3-② 法人及び大学の各管運営機関の相互チェックの機能性

図表 5-3-3 役員（監事）

寄附行為（役員）第5条第1項 寄附行為（監事の選任）第7条		寄附行為（役員 の任期）第8条
監事の選任区分		人数
監事	この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。 選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。	2
		任期
		4 年

図表 5-3-4 評議員

寄附行為（評議員の選任）第22条第1項		寄附行為（評議員の選任） 第22条第2項 寄附行為（任期）第23条
評議員の選任区分		人数
1号 評議員	法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから評議員会において選任した者	8
		任期
		4 年

寄附行為（評議員の選任）第22条第1項			寄附行為（評議員の選任） 第22条第2項 寄附行為（任期）第23条
2号 評議員	真宗大谷派の僧籍を有する者のうちから 理事会において選任した者	2	4年
3号 評議員	法人の設置する学校を卒業した者で、 年令25年以上のものの中から 理事会において選任した者	5	4年
4号 評議員	法人の設置する学校の在学者の父母又は保護者 のうちから 理事会において選任した者	2	4年
5号 評議員	学識経験者のうちから 理事会において選任した者	6	4年
合計		23	

図表 5-3-5 令和 4(2022)年度の評議員会における評議員及び監事・学内理事
(学長理事・校長理事・本部長理事) の出席状況

(人)

開催日	評議員				監事	理事
	定員	欠員	出席	欠席	出席	出席
第 1 回 5月27日(金) 13時	23	3	18	2	2	3
第 2 回 7月22日(金) 13時	23		22	1	2	3
第 3 回 9月29日(金) 14時30分	23		22	1	2	3
第 4 回 10月 5 日(水) 17時	23		23	0	2	3
第 5 回 12月22日(木) 16時	23		22	1	2	3
第 6 回 3月23日(木) 16時	23		22	1	2	3

※出席には書面表決を含む

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

文部科学省による私立学校法改正による私立大学ガバナンス改革の施行日が令和 7(2025)年 4 月 1 日となった中、令和 5(2023)年及び令和 6(2024)年度中に理事会機能をさらに充実できるようガバナンス体制を強固なものとする。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

文部科学省から集中経営指導法人に指定され、令和 2(2020)年度から経営改善計画を策定。数値目標を設定のうえ財務運営を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学生数増加等による収入増加及び支出抑制により、収支バランスの均衡を図った結果、事業活動収支計算書の経常収支差額は、85,575 千円（大学単独）にプラス化した。安定した経営基盤の構築のため、引き続き学生の安定確保と支出削減を強化していく。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

経営改善計画の数値目標について、より実質的な経営改善を測ることができる指標に見直し、財務基盤安定化のため以下の取組みを強化していく。

1) 学生・生徒の安定確保

内部連携の更なる強化等を図り、入学定員の確実な充足を図る。

2) 財務・組織改革

組織内の合意形成を図り、支出削減に取り組む。

3) 施設・設備の修繕及び更新計画

財源確保を含め、具体的な更新・修繕計画を策定する。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

各種規程等に定められている基準、事務処理を徹底のうえ、公認会計士のサポートにより、学校法人会計に準拠した適切な会計処理を行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監事、公認会計士及び内部監査室による三様監査を実施している。

1) 監事による監査

業務監査を主体に、利害関係者へのヒアリング、議事録、書類等の調査により監査を行っている。監査意見を付した監査報告書を理事会に上程している。

2) 公認会計士による監査

取引記録である帳簿と証憑等の確認、現金及び預金等資産現物と帳簿残高の照合、負債の網羅性の検証等により、会計監査を実施している。

会計監査終了後、独立監査人の監査報告書の提出を受けている。

3) 内部監査室

監査計画に基づき、部門ごとの業務監査を実施している。

書類等の調査により、業務プロセス、会計処理の適切性を監査している。

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

監事、公認会計士及び内部監査室による更なる連携強化を図り、厳正な監査実施体制を確立し、適切な会計処理を維持していく。また、職員の会計処理スキルの向上に継続して取り組む。

【基準5の自己評価】

本学は寄附行為をはじめとした法人の様々な規定に基づき、理事会を中心に適切に運営されている。令和2(2020)年度から令和6(2024)年度まで「経営改善計画」を遂行中であるが、学生募集や財務計画については綿密な目標を設け、その達成に向けて鋭意努力しているところである。厳しい状況ではあるが、環境保全、人権、安全に対する取組みは十分に実行されている。また、監事、公認会計士及び内部監査室による厳格な監査体制を敷いており、年度ごとの監査報告は評議員会、理事会で報告されている。

以上のことから、基準5が満たされていると評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

札幌大谷大学（以下「本学」という。）では、大学運営における自己点検・評価の重要性を認識し、自己点検・評価活動に取り組んでおり、「札幌大谷大学 学則（以下「学則」という。）」第2条第1項に基づき、本学の教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行うことを目的として、大学と併設短期大学部の合同による自己点検・評価委員会を設置している。この委員会は「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程」に則り、学長を委員長とし、副学長、大学 LO（自己評価担当者）、短大 LO（自己評価担当者）、各学部長及び短期大学部長、各学科長、各種センター・委員会のセンター長・委員長及び委員長補佐、学生相談室長、事務局長、IR推進課長を構成員としている。

自己点検・評価委員会は、学長のリーダーシップの下、副学長が学長を補佐し、管理職をはじめ、各種センター・委員会のセンター長・委員長が本学の現状及び今後の課題等について共通認識を持ち、使命・目的及び教育目的達成に向けて、自己点検・評価活動のできる体制を整えている。さらに、自己点検・評価活動を管理し、三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質保証を目的として、令和元(2019)年に内部質保証に関する全学的な方針を明示した「内部質保証方針」を定めている。

内部質保証のための恒常的な組織体制の整備については、大学協議会の構成員をもって組織する内部質保証会議を設置し、自己点検評価書の結果に基づいて、新年度の教育研究活動についての基本方針と事業計画を取りまとめ、自己点検・評価委員会の管理の下、各部署が改善計画を実行することで、内部質保証の PDCA を実践している。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の組織体制は整備され、学長を中心とする責任体制は確立されているが、内部質保証会議と自己点検・評価委員会及び大学協議会の構成員が重複することで、各会議・委員会の機能分担が曖昧になる懸念もあるため、自己点検・評価委員会は副学長を中心とする運営体制とし、学長が管轄する内部質保証会議では、令和 6(2024)年度に受審予定の機関別認証評価に向けて、内部質保証に関する課題に優先的に取り組むことで、本学の内部質保証体制の機能性を高める。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、学長のリーダーシップの下で、自己点検・評価委員会を中心に行われている。自己点検・評価委員会は毎月 1 回、定期的開催されており、各部署での取組みの進捗状況や IR データの活用状況などが報告される。年度ごとに点検・評価された取組みは、改善点を反映する形で新たな事業計画に盛り込まれ、PDCA を意識した体制で組織運営の向上が図られている。

平成 28(2016) 年度には学長直下の運営企画室を設置し、その機能を強化してきた。平成 29(2017)年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構の機関別認証評価を受審し、令和 2(2020)年度に自己点検評価書を作成、大学ホームページで公表した。

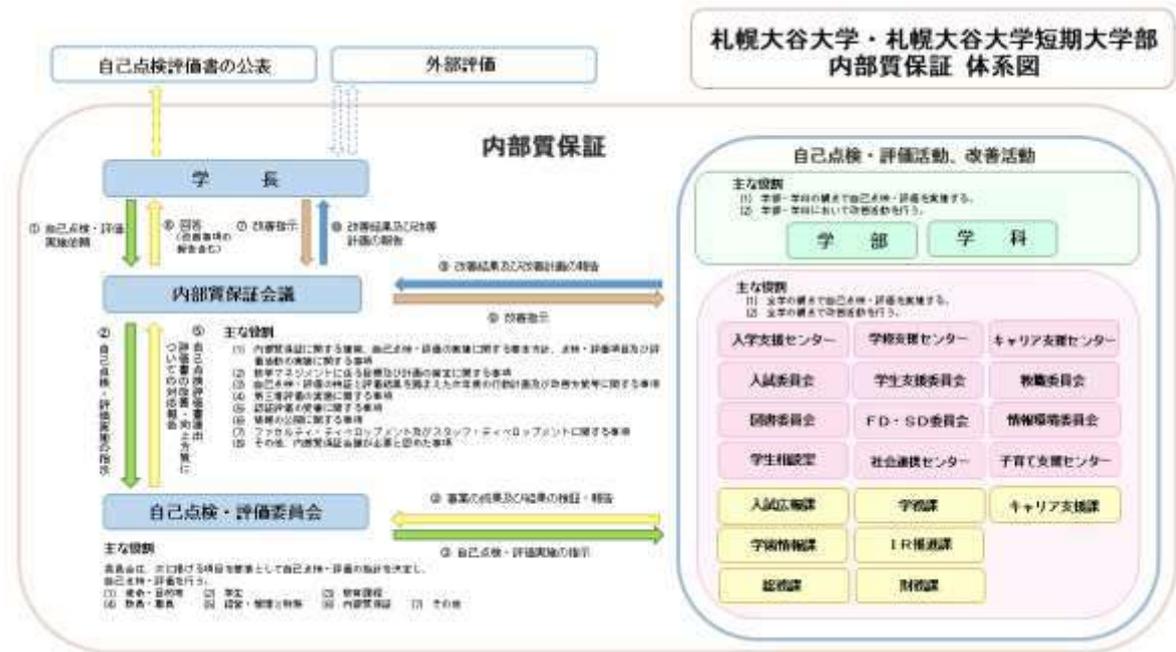
令和 4(2022)年度には、IR 機能を強化する必要性から IR 推進課を設置し、運営企画室の業務も引き継ぐことになった。「学生生活実態調査」、「ディプロマ・ポリシー達成度調査」など、IR 推進課において整理されたデータは自己点検・評価委員会に提示され、その結果に基づき各学科や関係部署での分析・検討が行われ、内部質保証会議で報告されている。令和 5(2023)年度からは新たに「自己点検・評価シート」を導入し、教職員が切れ目のない自己点検を意識することで、運営改善を強化する体制を整備しつつある。

自己点検・評価の基準は、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目に準拠しているが、学長のリーダーシップの下で本学の学科特性に応じた独自の点検・評価も不断に試行しているところである。

事業や取組みを実行する学内の各部署と内部質保証会議、自己点検・評価委員会は、図表 6-2-1 のように作動しており、それぞれの分担と連携関係が着実に機能するように随時検討が加えられている。

なお、本学芸術学部音楽学科・美術学科、社会学部地域社会学科、短期大学部保育科・専攻科保育専攻は教職課程認定の学部・学科となっているが、教職課程の学修の一層の質向上と組織運営の効率化を図るため、令和 4(2022)年度よりこれまでの学修支援センター「教職部会」を「教職委員会」として独立させた。また、教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けて実施することが義務化されたことに伴い、「令和 4 年度教職課程自己点検評価報告書」を作成し、地域に貢献する教員輩出のための取組みを一段と強化していくこととした。

図表 6-2-1 内部質保証 体系図



6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

学修の質保証、学生生活支援のための状況把握、教育環境の整備、学生生活の満足度など、必要な支援を適切に実行するために学生への対面的な面談とともに多様なアンケート調査や意見収集をする体制が整備されている。集められたデータは関係部署において分析・検討のうえ、内部質保証会議、自己点検・評価委員会、大学協議会、教授会で報告され、改善方策を検討するとともに学生ポータルサイト等で学生にフィードバックする体制となっている。また、学修支援センター及びFD・SD委員会と緊密に連携し、IRデータを活用した研修を非常勤講師も含めた全教職員に実施している。そのことによって、データで得られた結果とその後の分析が共有され、学内状況の理解が更新されている。以下に主要な調査とその分析・検討状況について述べる。

図表 6-2-2 基盤となる主な学生調査データ

No.	調査名	時期	対象	調査項目	備考
1	学生生活実態調査	10月下旬	全学生	満足度、学修面、生活面、環境面ほか	各学科、各センター・委員会による検討
2	ディプロマ・ポリシー達成度調査	卒業時	4年	ディプロマ・ポリシー達成度自己評価	各学科による検証
3	「リメディアル教育」テスト	4月	1年	国語、数学の基礎力テスト	教職担当教員、各学科による分析・検討
4	アセスメントテスト	4月	1年・3年	各学生の資質・基礎力・応用力など	各学科、担任、担当教員

1) 「学生生活実態調査」

本調査は必要に応じた改善を重ねながら、年に1回、全学生を対象に実施している。基準2-6-①でも触れているが、調査項目は学修面、学生生活面、キャリア支援、学修環境など多岐に亘っており、本学学生の実態を網羅的に把握できる貴重なデータとなっている。令和4(2022)年度の回収率は77.8%であった。収集されたデータはIR推進課によって整理され、各学科、関係各部署において分析検討が行われた。検討結果については内部質保証会議、自己点検・評価委員会、大学協議会、教授会で報告され、大学ホームページ及び学生ポータルサイトで公表された。この調査結果を受けて、改善のための取組みが行われている。

2) 「ディプロマ・ポリシー達成度調査」

4年生の卒業時期に、ディプロマ・ポリシーの達成度を項目ごとに自己評価する調査を実施している。令和4(2022)年度に行った調査の回収率は87.6%であった。集められたデータはIR推進課において整理され、その結果は内部質保証会議、自己点検・評価委員会、大学協議会、教授会で報告された。その結果を受け、各学科では経年比較や達成度の自己評価が低かった学生の傾向などをさらに分析・検討し、内部質保証会議で報告した。カリキュラムや学生指導を含めたその後の学科運営に反映させている。

3) 「基礎学力テスト」

令和5(2023)年度よりリメディアル教育を開始するために、新生を対象に基礎学力テストを実施した。その結果については教職担当の専任教員によって分析され、学科ごとの新生の傾向などが可視化されることとなった。

4) 「アセスメントテスト」

令和5(2023)年度より全学部・学科の学生を対象に導入した。基準3でも触れたように、アセスメントテストを活用することで、一人ひとりの学生の資質や可能性に合った指導が期待できるとともに、4年間の学修成果を追うことが可能となる。学修成果の可視化に繋がることで、これまで以上に細やかな学修指導を、学生の特性に合わせて行うことができるようになった。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

令和5(2023)年度より、全学を対象としたアセスメントテストが導入されたことから、今まで以上にデータ管理とその活用が求められる。各学科、学修支援センター及びIR推進課の連携をさらに緊密にすることが必要である。そのためには、月例の内部質保証会議と自己点検・評価委員会をこれまで以上に効率的に運営していかなければならない。また、各調査が断片的にならず、それぞれの目的が学生にとって整合性のあるものとなるように慎重に検討していく必要がある。一方、IR推進課は最小人数で構成されているが、調査データの種類や量が年々増える傾向にあることから、より専門的なデータ分析を継続的に実施するためにはさらなる体制の充実について検討する必要がある。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の三つのポリシーは教育目的を達成するための基盤として、大学ホームページや大学案内に掲載され、学生及び教職員に共有されている。年度当初のオリエンテーションでは学生への理解・周知を徹底させ、毎年度初めの教授会では教員への確認を継続している。

以下に三つのポリシーを起点とした PDCA について領域ごとに記述する。

1) アドミッション・ポリシーと入学者選抜について

入学者選抜については、学長を委員長とする入試委員会で運営し、アドミッション・ポリシーに従った入学者選抜を実施している。またアドミッション・ポリシーの内容については、自己点検・評価活動として、毎年新入学生を対象に「新入生アンケート」を実施したうえで、入試委員会において現状分析と改善策を取りまとめ、次年度の事業計画に盛り込むことで PDCA サイクルを機能させている。

2) カリキュラム・ポリシーと学修について

教育プログラムの内部質保証としては、学修支援センターが主体となってカリキュラム・ポリシーに沿った授業運営を行っている。自己点検・評価活動としては、毎学期の「授業評価アンケート」及び毎年の「学生生活実態調査」を実施して、データを集約したうえで、質問項目に応じて、各学部・学科、各種センター・委員会において現状分析と改善策を取りまとめ、自己点検・評価委員会及び内部質保証会議において内容を確認し、次年度の事業計画に盛り込むことで、PDCA サイクルを機能させている。また、「学生生活実態調査」における学生の自由記述欄については、実施年度内に大学からの改善案を学生ポータルサイト内で回答している。

直近では令和 2(2020)年度に示された「教学マネジメント指針」に従い、学修支援センターを主体として令和 3(2021)年度から令和 4(2022)年度にかけてカリキュラム・ポリシーの改定及び全学的なカリキュラム改定を検討し、大学協議会及び合同教授会の審議と承認を経て、令和 5(2023)年度から新しいカリキュラム・ポリシー及び新カリキュラムの導入を行った。

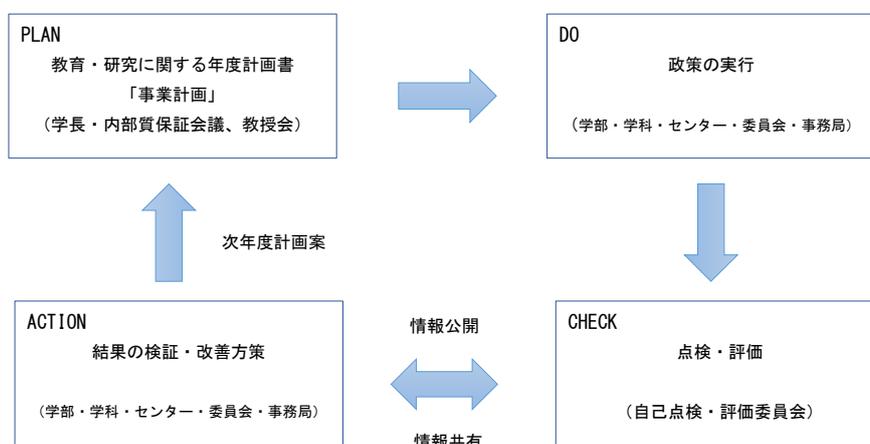
3) ディプロマ・ポリシーについて

ディプロマ・ポリシーに基づく内部質保証体制としては、毎年度、卒業学年対象に行う「ディプロマ・ポリシー達成度調査」を実施し、データを集約した後、各種センター・委員会及び学科で現状分析と改善策を検討し、自己点検・評価委員会が取りまとめた後、内部質保証会議において内容を確認し、次年度の事業計画の方針に反映させている。

令和 4(2022)年度は、令和 2(2020)年度に示された「教育マネジメント指針」に沿って、本学における教育の内部質保証体制を抜本的に見直した。まず、これまで予定していた

機関別認証評価の受審年度を令和 5(2023)年度から令和 6(2024)年度に延期し、「教学マネジメント指針」に沿ったディプロマ・ポリシーの見直しとカリキュラム変更及び全学的な教育の内部質保証体制の確立に向けた作業を加速させるために、令和 3(2021)年度から令和 4(2022)年度にかけて「内部質保証ワーキンググループ」を立ち上げ、学長及び各学科から選任された教員及び事務局学務課と IR 推進課の職員で集中的な検討を行い、その進捗状況や検討結果については、都度、内部質保証会議において報告し確認した。令和 4(2022)年度からは作業を学修支援センター及び FD・SD 委員会に引継ぎ、学修成果の可視化、学生へのフィードバックや指導方法、アセスメント・プランの構築を行い、全学的に周知した。

図表 6-3-1 PDCA サイクル



(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

アセスメント・プランに基づく教育の内部質保証体制の機能性については、本格的な始動が令和 5(2023)年度からであることから、その実働体制の管理と運営を定期的に確認する必要がある。内部質保証会議を毎月定例で実施し、IR 推進課を中心とした調査結果の集約作業や、その結果を活かした各部署での現状分析や改善策の立案と実践、改善状況については、自己点検・評価委員会及び内部質保証会議において定期的に確認する。

【基準 6 の自己評価】

学長のリーダーシップの下で、学修に関わる内部質保証と自己点検・評価活動が適切に連動し、内部質保証会議及び自己点検・評価委員会を中心に責任ある体制が整備されている。月 1 回、定期的に自己点検・評価委員会が招集されることで、各学科及び各部署では、日々の取組みについて自主的・自律的に点検する意識が醸成されている。IR 推進課によって収集・整理されたデータは各学科、関係部署にフィードバックされ、各学科及び各部署はその結果を綿密に検討し、改善に繋げている。分析・検討の結果は、大学協議会、教授会でも報告されている。学生から集めたデータについては、分析後の結果を大学ホームページや学生ポータルサイトで公表し、改善の進捗が確かめられるように配慮している。

内部質保証を確実なものとするため、小規模大学ならではの駆動力が発揮されている。

三つのポリシーを起点とした教育の質保証については、PDCA サイクルの視点からそれぞれ検証されており、自己点検・評価活動が学生の学修に資する形で還元されていると認められる。

以上のことから、基準 6 が満たされていると評価できる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献・地域連携

A-1. 大学の資源を活用した社会貢献・地域連携活動

A-1-① 地域連携及び産学連携事業

A-1-② 芸術文化における市民への貢献ー「アートプログラム」

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域連携及び産学連携事業

札幌大谷大学（以下「本学」という。）が立地している札幌市東区では、「ひがしく健康・スポーツまつり 2022」において、社会学部地域社会学科の学生と教員が協力し、運動チャレンジブースを提供している。毎年、大学生と地域住民が交流する機会として継続実施している。

令和 4(2022)年 10 月には、道内蘭越町と包括的な地域連携協定を締結した。過疎化に苦しむ道内町村に大学の資源を駆使して貢献するモデルケースとしている。蘭越町教育委員会の要請で、「現代アートのみカタ」をテーマに生涯学習講演会を開催し、アートの楽しみ方や考え方を紹介。さらに第 42 回蘭越町青少年健全育研究集会・第 59 回蘭越町 PTA 連合会研究大会では、「学校を核とした持続可能な地域づくりとひとづくり」について、地域資源活用や住民の共創・連携を提案した。

同じく令和 4(2022)年 8 月には、IT 企業の株式会社フォーバルと連携協定を結び、本学の DX 人材養成を協働して実施している。

A-1-② 芸術文化における市民への貢献ー「アートプログラム」

本学は公益財団法人札幌芸術文化財団と連携協定を締結している。以降、市民への文化芸術に関する普及事業を継続している。令和 4(2022)年度は第 1 回目にミュージカル「ミス・サイゴン」、第 2 回目にオペラ「フィガロの結婚」の見どころ・聴きどころについて、札幌市民交流プラザ・クリエイティブスタジオを会場に本学教員が市民に講演・演奏を行った。チラシは本学の芸術学部美術学科の学生が制作しており、学生の貴重な実践的学びとなっている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も大学の物的及び人的資源を活用し、本学の教育研究活動の独自性を生かし、本学ならではの地域・社会貢献を継続していく。広く北海道全体を視野に入れ、北海道の地域・地方の活性化や文化芸術の普及に寄与するため、その可能性を積極的に開発していく。

A-2. 学生の実践的学びを通じた地域連携活動

A-2-① 公益財団法人札幌市芸術文化財団との連携事業

A-2-② オオタニアートキャラバン

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 公益財団法人札幌市芸術文化財団との連携事業

本学は、札幌コンサートホール Kitara と連携し、「リスト音楽院セミナー」や「パイプオルガン特別講義・オルガンの魅力」、「若い芽のコンサート」を開催。リスト音楽院セミナーでは、リスト・フェレンツ音楽芸術大学（ハンガリー）の教員を招聘し、レーティ・バラージュ教授の「特別レクチャー・公開レッスン」が行われ、本学の学生が聴講、また、公開レッスンに出演した。

「パイプオルガン特別講義」では、専属オルガニストのニコラ・プロカッチーニ氏がオルガンの仕組みや音色について解説し、受講者が体験を共有した。

「若い芽のコンサート」ではヴァイオリン、ピアノ、サクソフォンの学生が出演した。また、芸術学部音楽学科の学生は「大学連携コンサート 札幌大谷大学 ヴァイオリンとヴィオラの響き ～時代と楽器を超える調べ～」に出演し、モーツァルト「ケーゲルシュタット・トリオ」などのプログラムで弦のアンサンブルを披露し、観客から感動の声を得た。

A-2-② オオタニアートキャラバン

芸術学部美術学科の教職課程が実施するオオタニアートキャラバンは、小学校・中学校・特別支援学校において移動美術館や鑑賞授業、大規模なワークショップを学生自らの手で作り上げていく活動である。児童生徒と交流しながら作品を制作する経験は、美術教師を目指す学生にとって学ぶことが多い実践の場となっている。

令和 4(2022)年 8 月に様似町アポイ岳ジオパークにて、かんらん岩を使った絵具を作成し、学生と児童が様似町の動植物を描くワークショップを実施した。完成作品は町内施設で展示された。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

音楽学科・美術学科・地域社会学科、それぞれの特性を活かし、札幌コンサートホール Kitara をはじめとする北海道庁などの公的機関との連携を深め、学生の実践的な学びを通じた地域連携活動を推進していく。

[基準 A の自己評価]

各学科の特性に立脚した地域・社会貢献が継続的に行われている。学生にとっては、学内での学びを社会に繋げる実践的な機会となっていることが重要である。学生と地域社会との相互作用によって貴重な成果を挙げており、社会からの評価も高まっている。

以上のことから、基準 A を十分に満たしていると認められる。

V. 特記事項

1. 札幌大谷大学副専攻（マイナープログラム）

大学の学部及び学科等で編成する教育課程とは別に、特定の分野について、授業科目を体系的に編成することにより、学生の自律性及び専門的知識・技能の修得と活用力を育成することを目的として副専攻（マイナープログラム）制度を設けている。

この制度は、大学のどの学科に所属していても、異なる領域の副専攻（マイナープログラム）を履修することができる。所属学科で専門的に学ぶ主専攻に加え、様々な副専攻（マイナープログラム）の中から選択し、学科の枠を超えて他分野の専門を学ぶことができる。令和 4(2022)年度の副専攻（マイナープログラム）は以下のとおりである。

①音楽実技系レッスン	②音楽指導 [ピアノ]	③音楽指導 [吹奏楽]
④音楽指導 [合唱]	⑤音楽文化	⑥総合造形
⑦総合デザイン	⑧地域メディア	⑨コミュニティデザイン

卒業と同時に副専攻(マイナープログラム)の修了を認定することができる学生には、「副専攻(マイナープログラム)修了認定書」を授与している。また、令和 5(2023)年度は、副専攻(マイナープログラム)を一部見直し、美術教養を加え、さらに併設する短期大学の専攻科向けにインターンシップを追加した。

2. 学園内連携

・芸術学部音楽学科

大学と高校における学園内連強化を図るために、高校の生徒が大学の授業を科目等履修生として受講できるよう札幌大谷大学連携科目として制度化し、平成 27(2015)年度より「器楽合奏」を開設し、履修を開始した。令和 2(2020)年度からの 2 年間は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により連携科目の履修を中止したが、令和 4(2022)年度より再開し、12 人が履修した。また、履修した高校生が大学のウインドオーケストラ定期演奏会に出演した。また、令和 3(2021)年度より、中高大連携教育の実施を目指し、新たな連携科目として「ソルフェージュ」を計画し、その準備のための検討に入った。令和 4(2022)年度も引き続き検討し、開設準備を進めた。

そのほかの学園内連携事業としては、令和 4(2022)年度に中学校・高等学校生徒対象の芸術鑑賞会を札幌コンサートホール Kitara 大ホールにて開催した。

・芸術学部美術学科

美術学科の学園内連携では、特に高校との連携を強化している。具体的には、高校 2 年生に対して大学教員の専門分野に即した複数の授業プログラムから希望の授業を選択し 90 分授業を 3 回受講、美術学科の学びについての説明、学内施設設備の紹介、学内に展示した学生作品の鑑賞、学園高校出身の大学生との対話を行っている。高校 1 年生に対しても同様に大学教員の授業を 2 回受講、学生作品の鑑賞を行っている。そのほか、

大学の教職課程の学生が高校生に対して模擬授業を行う機会を得ている。これらを通じて高校生の大学への関心が年々深まっており、オープンキャンパスへの参加率の増加、近年の内部進学率の増加に繋がっている。

・ **社会学部地域社会学科**

令和 4(2022)年度は地域社会学科のキャリア教育を専門とする教員が、高校生に将来のキャリア形成を考えるための講演を行った。また、経営学担当の教員が地域ビジネスや起業についての授業を実施した。大学教員ならではの内容で、高校生のキャリア・社会理解に資している。その結果、高校生の探究意欲が深まり、学園内進学者の増加に繋がった。

令和 5(2023)年度 自己点検評価書

令和 5(2023)年 5 月

編集／発行 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部
自己点検・評価委員会
〒065-8567 札幌市東区北 16 条東 9 丁目 1 番 1 号
TEL 011-742-1651 (代)
FAX 011-742-1654
URL <http://www.sapporo-otani.ac.jp>